

**決算審査特別委員会
(一般・特別会計)**

**平成 21 年 10 月 30 日
〔第 3 日〕**

決算審査特別委員会委員

委員長	末次 利男
副委員長	見陣 泰幸
委員	坂口 久信
委員	下平 力人
委員	木下 繁義
委員	平古場 公子
委員	山口 嚴
委員	所賀 廣

以上8名

I N D E X

議案第 57 号	平成 20 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について（続き）	
歳出：災害復旧費、公債費、予備費	-----	3
歳入（全般）、財産調査	-----	11
議案第 58 号	平成 20 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について	-----37
議案第 59 号	平成 20 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	-----37
議案第 60 号	平成 20 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	---37
議案第 61 号	平成 20 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	---37
議案第 62 号	平成 20 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について	---37
議案第 63 号	平成 20 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	-----37
総括質疑	-----	57

午前9時30分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

皆さんおはようございます。3日目の決算審査特別委員会を始めます。
定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。
昨日に引き続き会議を再開いたします。

歳出：災害復旧費、公債費、予備費

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから審査に入りますが、災害復旧費から歳出の最後の予備費までの決算書187ページから190ページまで、行政実績報告書では69ページから73ページを審議します。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○建設課長（川崎義秋君）

《 災害復旧費の概要説明 》

○財政課長（大串君義君）

《 公債費・予備費の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。
質疑の方ございませんか。

○見陣委員

災害復旧費ですけど、ここには書いてはないですけど、災害の基準というか、雨量が何ミリとか、そういう基準があるでしょ。そこら辺をちょっと教えてもらってよかですか。

○建設課長（川崎義秋君）

まず、日雨量というか、24時間の雨量ですけど、これが80ミリ以上ですね。それと、時間雨量が20ミリ以上となっております。

○見陣委員

この24時間に80ミリ以上、1時間に20ミリ以上ていえば、ちょっとここ3年ぐらいでよかとですけど、この雨量降った時が何日かあるですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

ことは4回あっております。この雨量を雨量以上に該当したのがですね、まず5月21日に雨量が中尾地区で49.5ミリというような雨量があつとります。それと6月

29日から7月1日が最大時間雨量が31ミリ、24時間雨量が161ミリと。それと7月の24日から26日の九州北部豪雨ですけど、これも最大時間雨量が33.5ミリ、24時間雨量が304.5ミリと。そして10月2日が24時間雨量が200ミリ、時間が35ミリというふうな雨が降っております。昨年につきましては、ちょっと対象雨量はあっておりますけど、災害が発生しておりませんので、雨量の資料をちょっと持ち合わせておりません。

○見陣委員

それでこの該当する災害というのは、21年度で申しわけなかとですけど、どうか、何ヶ所かあったですか。

○建設課長（川崎義秋君）

ことしまず災害の申請を19ヶ所しております。18ヶ所は既に災害査定を終えまして、通っております。残り1ヶ所、これが10月2日の災害でございますけど、今月の11日にまた災害査定を1ヶ所受けるようにしております。計で、農地等災害復旧が19ヶ所一応今年度申請をしております。道路等につきましては、小規模な災害というか、法面の崩壊とかそういうのがありましたけど、これは災害の基準事業費が600千円以上となつてきますので、これにちょっと該当するというようなことはなくてですね、このために崩土の除去とか、うちのほうで重機を借り上げてですね、崩土除去等すべて対処はしております。

○見陣委員

この24時間80ミリ、1時間で20ミリという基準ですよ、やっぱりこれ切りはなかりょうばってんが、もうちょっと下がるていうあれはちょっと無理ですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

これはもう国で定めております基準ですので、ちょっとうちのほうでどうのこうのというのはですね、まずはもうずっとこれできておりますので、今後も変わるということとはちょっと今のところ考えられません。

○下平委員

ここに公債比率状況というのが載っておりますね、公債比率というのは低いのが良いとはわかるわけでございますけれどもですね、大体太良町においてどのくらいの数値がですよ、いわゆる一番、一番ていうか、健全ていいまいしょうかね、数値はどこら辺があれになりますか。お尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

太良町にとって健全——適当な数値というのは特にはございません。ただ、15パーセント以上になれば危険だというようなことですね、総務省、国のほうもそういう

指導で 15 パーセント超えないようにしてくれというような指導はあっております。ということで、今現在が健全かどうかということでございますけれども、まあ健全の部類には入っているというようなことでございます。

○下平委員

そしたら大まかに数字というのは今挙がってて、大体 15 を目標にしてですね、15 以下は健全だと。上になるとちょっと危険信号だというような判断でやっとするわけですか。

○財政課長（大串君義君）

はい、そうでございます。

○坂口委員

ちょっと農地災害で少し聞いたかとぼってんが、農地災害復旧の場合、時間とかミリとかその雨の量で違うとですけど、その幅とか、例えば崩れた幅とか、あぎゃんとのあるのかないのか教えて。量とか。

○建設課長（川崎義秋君）

国庫補助の災害の該当というか、基準が 1 ヶ所の事業費が 400 千円以上となつておりますので、大体ブロック積みで事業を行った場合、11 平米ぐらいだと思っております。面積ですね。ブロック積みで復旧した場合の面積で 11 平米ぐらい。高さ 2 メートルで幅 5 メートルぐらいで 10 平米ぐらいになりますので、ちょっとそれよりも上回ったぐらいの規模になると思います。

○坂口委員

その補助率、例えば普通の農地の災害復旧が何パーセントなのか。普通例えば災害は幾らなのか教えていただければ。普通の災害ていうかな。災害復旧ていうとは、普通の崩壊とかなんとかと災害復旧との補助率の違いを教えてください。

○建設課長（川崎義秋君）

普通の補助率が農地で 50、施設で 65 です。激甚の場合、増嵩申請を行いまして、これがまあ 90 を超えるぐらいに大体になります。ことしの場合も、もう九十五、六ぐらいにはなるんじゃないかというふうに思っております。大体 12 月にこの増嵩申請を行いますので、まだその辺の補助率は確定はしておりませんが。

○町長（岩島正昭君）

その補助率ですけども、農災で土木の場合は 66.7 パーセントです。公共の場合。一ヶ所の被災額が 600 千円以上かな、農災が 400 千円以上。雨量とかなんとか言いよんさつですけど、風台風、風災害ていうともあつとですよ。風速 15 メーター以上は災害でとれますよと。今まで私が経験上太良でとれたとは、郷式の古賀碎石の下の川北線であるですけど、あそこの路肩にこんな太い檜の何本か植わっていたのが、ばたば

たで倒れて路肩の決壊したですもんね。それは風台風災害でとったです。

○坂口委員

この前行ったらがばって崩れとったもんやっけんね。それは最終的に今度雨の降ったりなんかしたときにかえってそのとき出すかな、今ちょっと見てもらおうかなって思ったりなんかしよるもんやっけんですよ。そのときの補助率の 50 パーセントといたらあぎゃんとでほら、今農地の収益とかなんとかほとんど無いわけでしょうが。そうした場合、やっぱり負担が大きくなるわけですね。雨量あたりが多かとき見せたがよかとか——その辺は、例えば建設課あたりでいろいろ工夫してくるっとかなて。

○町長（岩島正昭君）

あのですね、激甚とかちょっとさっき激甚災害で言いさったですけども、その当時の災害が来て人柱の立てば、大体激甚災害指定になるとですよ。死んだりなしたいした災害とか。それが無かったら通常ですね。

○坂口委員

今さっきあの——激甚じゃなかばってんが、災害復旧あたりがことしもそこそこ出とっです。それはちょっと言えば農地にしろ何にしろ、その補助率はどういうふうになつとるとかな。激甚じゃなか場合のただの災害復旧あたりは。

○建設課長（川崎義秋君）

災害が——激甚の場合は先ほど言いました農地 50、施設 65 ですけど、ことしも 400 千円に満たないような災害がはっきり言ってあっております。土地改良事業としてですよ、地元負担が農地が 50 パーセント、施設が 35 パーセントという事業がありますので、そういった分についてはですね、こっちの事業でどうでしょうかというようなことは言っております。町単の土地改良事業ですね。

○坂口委員

そしたらですよ、例えば農地あたり農協とかなんとかに入っとらん場合があつですね。土地改良区も個人的な人もおらすわけですから。そういうとも対象になるのかならないのか。例えば農協に加盟しとらんと。個人的に皆さんもったりなんかしとらすわけでしょ。そういうところに入らんでさ。ちょこっとした土地とかなんとか。

○建設課長（川崎義秋君）

そういうのはすべて農地、施設、水路とかですね、農道とか、そういうあれは関係ありません。

○山口委員

今にちょっと関連ですけど。ということは、申請は区長にするということになりますか。直接課長に来ますか。個人的な災害で。小さい今のような災害は。区長を通してということ。

○建設課長（川崎義秋君）

個人さんから一応役場のほうに連絡があるときもありますけど、すべて区長さんにまた個人さんから連絡をしてもらって、区長さんからも連絡をしてもらうようにしております。

○山口委員

決算書の190ページの重機の借上料ですけど。これももちろん入札で安いほうの業者さんをお願いしてるかなと考えるわけですけども、何社ぐらいの人がこれをして、どのくらいこの借上料の単価ですね。どのくらいになりますか。

○建設課長（川崎義秋君）

この災害で挙げとります重機借上料477,485円はですね、先ほど申しあげました崩土の除去とか、そういった場合の借上料でございますけど、一応町内の建設業協会と重機等の単価で契約をしております。建設業協会のほうで会員さんが地区割りというか、どこの地区はどの業者ということで割り当てをしてもらってますので、その業者の方のうちから連絡をして、すぐどかしてくいろうといったことで実施しております。ダンプとかバックフォアとかですね、それぞれの単価契約をしておりますので、その単価で実施しております。（「単価」と呼ぶ者あり）バックフォアの0.1で26,400円ですね。これが1日当たりで運転手込みです。時間当たり3,300円。0.25で、1日当たり運転手込みで28,800円。時間当たり3,600円。それとかまだいろいろ区分ありますけど、あとダンプが2トン車で、運転手込みで1日当たり20,800円。時間当たり2,600円。4トン車で26,400円、時間当たり3,300円といったですね、ほかにもありますけど、こういった単価で契約をしております。

○町長（岩島正昭君）

委員さん今災害で崩土除去ですもんね。この項目は別ですけども、土木、農林、原材料支給というて、今部落にやりおるでしょ。生コンコンクリートをされたときに、今までは区で借って区で払いよんさった。生コンだけうちがやって。今回、昨年度から今の単価で区が原材料でされたらうちが払うということですよ。オペレーター付きで来てもらうて。ちょっと言ったら部落の人はシップ、小取りに出てもらうだけでよかというふうなシステムをとっとりますから。原材料支給。そいけん竹崎とかなんとかでん今まででん何もしわえんと。これ原材料をやってもしわえんとか、道越とか海に出らんといかんて言いよんさったばってんが、オペレーター付きやっけん、業者が段取りはしてくるっつですよ。どうするこうするといふとはね。その単価で今決めたとてうちが払いよる。

○山口委員

そしたら材料支給の場合は、材料をこうしますからしたら、重機も運転手さんも

もうこっちのほうから指名して、どの業者さんか知らんけど出してやるという格好になる。

○町長（岩島正昭君）

はい、そういうことです。そいけん下平さんが絶対にこう言いんさったら下平さんに。

○副町長（永淵孝幸君）

今坂口委員が、行ったら崩れとったもんなていう話をされたですけど、そういったときには、やはり委員さんたちにも問い合わせがあると思います。ですからそのときはですね、自分たちで判断されるんじゃないなくて、あくまでも区長さんに申請をしてもらわねというふうなことでしてもらえば、担当課のほうで区長さんから上がってくれば、現場を見て、災害で取れるのか取れないのかという判断をして、さっき言われたように雨が降ったときにそこで出すという手もありますから、そこら辺は各々その都度その都度ですね、今回雨がひどく降ったけんとか降らんやったけんじゃなくて、そういった気付きがあった場合はですね、そういう対応するようなことでやってきておりますので、皆様方からも聞かれたときには、そういう指導、教えていただければと思います。

○坂口委員

そしたらその地区の区長さんをお願いするということですね。あっちこっち例えばあるにしてもその区の区長さんをお願いをするということでしょう。

○副町長（永淵孝幸君）

そこは自分のところの区長さんでいいわけですよ。例えば自分が中畑あたりに坂口委員が持とったと。そして広江の区長さんに申請をして、どこどこで場所はどこやったと言ったらそこに行って見てもらうわけですから。自分のところの区長さんによかわけ。（「自分のところの区長さんでよかわけ」と呼ぶ者あり）はい。（「担当課はどうも違うような話をしよるとやっとな」と呼ぶ者あり）そがんしよる。

○建設課長（川崎義秋君）

特にちょっと決めてはおらんとですけど、属人であるか属地であるかはですね。ただ、区長さんから連絡があるか、本人さんから連絡があった場合は、区長さんに言うてくださいて言うたらもう、私たちが属人、属地で言わんでもですよ、区長さんの印鑑もろうて申請されますので、ちょっとこっちから属地、属人で言うておりませんけど。

○副町長（永淵孝幸君）

やっぱり行政区ていうとは、山あたりの水路とかなんかになつたらわからんわけですね。どこの行政区の区長さんに言うてよいか。そいけんやっぱり自分のところに場

所はここやったというようなことでやっていったほうがいいんじゃないかと思います。やっぱりどこの行政区の区長さんに申請に行くかというとはわからんと思います。

○下平委員

その点についてはね、やっぱり当事者、もちろん区長さんを挟んだね。ということで、当事者がこういうふうにしたいということであれば、区長さんに言ったって全くわからんさんともおんしゃつですよ。どういうふうにしたらよかことじゃい。ですから当事者が事務屋の担当にするか、やっぱり担当を連れて行って説明をするか、現場でね。そういうことをしていかと、あっちに行ってわからんけん、またこっちに来ると。手間隙がかかるわけですたい。そこら辺はスピードアップをしながらできるように考えてください。お願いします。

○建設課長（川崎義秋君）

はい、わかりました。今後そういうふうに努めます。

○坂口委員

例えばまあ崩れとるということでお願いをするでしょ。そしてあなたたちは設計を書いたりなんかして、あんまり高くなってやめたでもよかとね。ちょっと聞きたかと。あんまり負担の大きくなったらしいきらんときのあるけんばい。そりゃあなたたちいろいろ工夫しながら安くなるようにしてくるっては思うとばってんが。

○建設課長（川崎義秋君）

一応連絡があった場合には、その都度すべて現地を見に行つてですよ、大体幾らぐらいかかりますということを言いまして、申請をされるかどうかというのは個人さんの判断ですけど。大体幾らぐらいかかります、負担金がどれぐらいになると思いますということですので、その都度説明はしておりますので。

○坂口委員

そしたら非常に例えば下にほかの他人の土地があったりなんかする場合は結構あるわけですね。そこが崩壊したりなんかしたとき、例えば下の人がこれ絶対してくいろて言われたときはどがんなつとかなと。そういうときは例えば人間によってはほったらかしにしておくかもわからんし、せんばいかんて思つてする人もおろうし、ないどんが、下の土地の人に迷惑がかかったりなんかしたときには、最終的には上の人の責任になつとじゃなかかなとと思うとやっけん、その辺をちょっと教えてくれんかな。

○副町長（永淵孝幸君）

実はそういったケースが何回かありました。それでそういった場合は、例えば上が農地、下は住宅というのがあったわけですね。そういった場合は、やはり農地の人が本来はするべきですけど、やっぱりその言われるように、かなりの金がかかると。上の農地は余り効果がなかと。極端に言えばですね。あんまり大した農地じゃなかと

う場合は、双方で話をしてもらって、しかし、下の人は安全にしてもらわんばいかんというようなことでありますので、そういった場合は、双方ちょっと下の人にも応援をしてもらおうという話し合いをしてもらって解決したというケースもあります。

○坂口委員

下が農地の場合は。

○副町長（永淵孝幸君）

上が、下が。

○坂口委員

そいけん今のは住宅の場合やっけん、農地の場合はどがんふう。

○副町長（永淵孝幸君）

農地の場合はですね、今まではそういったケースは聞いてませんが、結構先ほど話があつとりますように、うちのほうは国が例えば 80 で農地で決まると。その補助残の 7 割はうちが助成をしてやるわけですね。ですから地元負担というのはそう大した、1,000 千円かかっても確か 20 パーセント、80 で決まってですね、20 パーセントが残ったと。その 7 割みますから、14 パーセントは町がみるわけですね。じゃあ 6 パーセント、1,000 千円でいえば 60 千円ぐらいの負担になるわけですね。ですから余りそういったケースはそうまではなかですね。

○坂口委員

わかりました。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

公債費のことについてちょっとお尋ねしましたが、いわゆるこの辺地対策債と臨時財政対策債の償還によって伸び率 23 パーセント伸びておるということですけれども、対 19 年度比で公債費が 0.5 パーセント下がるとるわけですね。実質公債比率では 2 パーセント上がると。まあこの公債費も大体ピーク時に来てるんじゃないかなという感じがしますけれども、これは何を意味するわけですかね。公債費比率は前年度は下がるとるけれども、実質公債費比率は上がると。これは交付税で対処できない起債がふえてるのか、あるいはその標準財政規模の差で率がこういうふうになってるのか。その辺どうですかね。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

公債費比率は単年度、単年度の比率になるわけですが、実質公債費率というのは、算定の数値も若干ちょっと違いますけれども、3 ヶ年の平均ということですので、その平均がありますので、ちょっとことし下がったけんが急に下がるというものでもないもんですから、こっちは上がるばってんこっちは下がったとか、そこら辺の若干

ずれはあります。

○見陣委員

決算書の190ページ。ここに起債元金（経常的なもの）で、経常的なものと言えばどがん理解すっぎよかですか。

○財政課財政係長（西村正史君）

これは、予算書に示すところの経常的なものといいますのは、通常予算上で計上されている起債の元金の償還と。そういったところの表記をしております。臨時的なものといえば、一時借入金。一時借入金の短期的な元金の償還とか、その下の利子についても、一時借入金に対する資本の償還といったところが臨時的なものであって、今回の決算書に挙げたものについては臨時的なものではなくて、常に経常的なものですよといったところの表記をしております。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了いたします。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分 休憩

午前 10 時 10 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

歳入（全般）、財産調査

○決算審査特別委員長（末次利男君）

次に歳出の審査を終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。決算書では15ページから60ページまで、行政実績報告書では18ページから32ページまでを審議いたします。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○財政課長（大串君義君）

《 歳入の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

○平古場委員

24 ページのですね、保育所保護者負担金の各々の金額がわかったら教えていただきたいんですけど。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ちょっとその後で資料として出してください。時間がありませんのでね。
ほかにありませんか。

○木下委員

まあ行革も 11 年度より本年で終わるということで見直す時期が来ていると思いますが、17 年、18 年度の市町村合併推進には太良町は乗り遅れて、町単独行政運営においてですね、財政的等々に万一として不便を来たすんじゃないかというような感じもしておりました。また、多少不安もあったような状況でございますが、幸いにして町単推移状況も約 70 パーセントの推移で現在に至っておるとの実感です。それには本町に対し、交付税等も予想以上に増額されており、町行政において、行革で補助金等の年々の減少で、財政も多少は豊かになったのではないかとも思います。繰入額が、基金の残高が増になることはよいとして、削減することで町民に不便不安を与えることはいかなることかとも思います。目的基金として積み立てられていることとは思いますが、この基金運営状況を見ましてですね、下水道事業基金が繰り出されており、また国民健康保険、山林、それから環水という、大体この 4 事業が繰り出されているという状況でございます。基金の 4,720,000 千円というように増額をされて、これも幸いにして交付税が 19 年度が 2,274,954 千円、本年度は 2,329,618 千円というふうに増額をされて、太良町のこの財政状況の安定した現在に至っているというふうに思いますが、このやっぱり行財政改革で削減をしたその剰余金ていいますか、それも目的基金としてさ、ここに下水道を私は寝言のように言っておりますが、こういったものにやっぱり町民のために繰り合っていくというようなことはできないのか。その辺について町長にちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

下水道基金のことでの質問でございますけど、これはもう下水道の検討委員会の中でもありますとおりに、検討委員会の中では 1 戸当たり 200 千円の上積みというふうなことを私が申し上げとりますけども、その方向でですね、ことしにもう 1 回検討委員会を開きまして、その方向で行くと。いうことは固めとります。場合によっては、新年度予算でも早速幾らかなりとも仮の予算、暫定予算ということで今回 22 年度で上げたいというふうに思っております。ただ、委員会の中でも委員御存知のとおり、集落別にずっと説明会に入るということを申し上げとったとですけど、まず、1 年目は

全体的に広報誌等々です、こういうふうな補助をやりますから、もし何かある場合は役場に問い合わせくださいというふうなことで、お諮りをしたいというふうに考えとります。

○木下委員

ひとつそのように努力をお願いしたいと思います。

○財政課長（大串君義君）

財政のほうからちょっと補足的な説明でございますけども、先ほど申しましたように、普通会計のほうでは46億ぐらいの基金がございますけども、実際ですね、今公会計の中で、いろんな財政健全化法に基づいた指標を出しておりますけれども、今現在大体普通会計だけで実際のその状況を判断するということではなくて、他の会計まで含んだところで財政状況を把握するというようなことで、太良町におきましては、町立太良病院の起債が約18億今現在残っております。そこら辺を加味したところで考えて、今後はいかなければいけないという状況になつとりますので、普通会計だけじゃなくて、全会計のことを考えたところで今後財政運営も考えていかなければならないというふうに考えとりますので、一応一言財政のほうから申し述べさせていただきます。

○見陣委員

事業報告書の28ページ。15の財産収入の(2)ですね、普通財産売却収入のところで、野崎住宅が一区画売れておりますけど、あと何区画残っているのか。そしてこの売却金という金額は順調に収納されているのか。そこら辺を質問します。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

23区画中、今現在17区画販売をいたして、あと残り6区画となっております。それで収納状況でございますけれども、期限内に順調にすべて納入をされております。

以上です。

○見陣委員

残り6区画、これについては今後どういう対策をとられるのか。今までどおりで行くのかですね。これそして何年で17区画売れたのか。

○財政課長（大串君義君）

まず何年で売り払いがされたのかということでございますけれども、売却が11年度からでございますので、20年度までで、計10ヶ年の17区画ということになります。

それと今後の分譲の売り払いの対策についてですね、これまでもいろいろ決算委員会等の中でもいろんなことも提案をされておりましたけれども、いろいろなことを考えてですね、今現在状況が大変厳しいという状況でございます。個人さんの購買意欲

ていうかですね、借金をして今後払っていかんばいかんというようなところで財布の紐がなかなか緩まないというような状況の中ですね、どういう方法が一番いいのかなということでもこれまでもいろんな形で広報等はしておりますけれども、結局その広報することによって販売ができたかといえば、必ずしもそうでなかったような気がいたしておりますけれども、今現在1人に1区画というようなことで販売をいたしておりますけれども、過去には一遍に2区画できんやろうかという話しもございましたので、それは現在のあれで1人売りじゃなくですね、隣り合うところは2区画一遍に販売してもいいんじゃないかなとかということは考えとりますけれども。ただその販売の分納とかていうのもですね、実際皆さん土地は一遍に買ってですね、宅地は大体分割して払うと。建物は払うというようなことで、分割してもそこまで効果はないんじゃないかなとかですね。1区画もし売れたら3,000千円以上するわけですから、それをあえて公園化して早急に売んばいかなとか、そこら辺をよく考えて売る、早期に売ることはいいわけですがけれども、今現在ですね、前と違って交付税もちょっとこう思いがけないほど順調に伸びてきておるといような状況でですね、もう少しなるべくその費用をかけないでできる方法がないかというふうに今後また継続的にですが考えていきたいというふうに考えとります。

以上です。

○見陣委員

ちょっと言えば10年の節目、考えれば節目という考え方ができるんですけど、いろいろ考えてはおられるようですけど、その規約の改正とか、そのそこら辺の考え方としてはどうですか。

○財政課長（大串君義君）

ちょっと資料を探さんといかんとですけど、11年度から一応規約の改正ということですね、いろんな条件を緩和した、もうこれ以上緩和しても効果がなかとじゃなかかというところまで今実際来とると思うんですよ。それでやっぱりこう——その中で販売促進に向けてというのがなかなかこのうまい方法というのが今現在見つけにくいというかですね、努力するて言うてもまあちょっと今手詰まり状態のような感じで考えとりますけれども。

○坂口委員

それについてですね、今もう見陣委員が言われるように10年一区切りというようなことですね、今財政課長もお話のとおり、これ以上緩和もなんもしたというようなところですね、前町長あたりは、ほとんど鹿島とかなんとか出る人が多くなってきたわけですね。そういうアパートを建てれば金は何億てかかるといような状況の中で、この分譲地にですね、まあ例えば1戸建ての住宅あたりをして、住ませて、そ

して何年か後にはそれを払い下げると。ある程度安価ですよ。そこに例えば5年、10年住んでもらったらこのくらいの料金とか、そういう工夫をしながらそういう流出を防ぐための対策あたりも町長個々に金をやりながら定住対策もやってこられたわけですが、やはりその急にやっぱり定住対策といいながらも、相当の金がかかってなかなか定住対策も若い人たちがそこに住むことは非常に難しいような状況の中で、こういう場所にある程度の町営住宅ですか、一応はそういう格好でつくりながら、例えば将来的にはその人たちに払い下げて定住してもらおうというような考え方も少し言われたような気もいたします。そういう中で、もう手詰まりでこれ以上というようなところであればですね、いろんな多良岳材を使ったりとか工夫はいろいろあると思いますけれども、そういう中で、そういう売り方あたりをしてですね、無駄かどうか一遍につくるのもいかなもんかと思えますけれども、一つずつでもつくってそれが幸いにしてずっと埋まっていけばですよ、少しは太良町の定住対策にもなるし、そういう土地の利用ですか、そういうのも進んでいくんじゃないかなと思いますけれども、その辺についてどのようにお考えですか。

○町長（岩島正昭君）

これは景気が来年あたりまでどうかという世の中の状況ですけれどね。今委員さんのおっしゃる方法も一つの方法と思います。もう一つは、ハウスメーカー等々にして展示即売等々もお願いをすればという案も持っています。だから来年あたりはそこら付近をいろいろ模索しながら、また皆さんたちとお話をしたいと思えます。

○坂口委員

やっぱり何かこう幾らかですね、やっぱり早めに10年もなるとそのような状況ですから、それが失敗するか成功するかわからんでしょうけれども、そういう何かをその場所に打ち出してですね、その促進を図っていくというような格好ですよ、大きな今までの制約かれこれあったのをそういう方向転換もしてですね、中身のあれも変えて方向転換をします。そしてやっぱり幾らかでもそこにあと7区画ですか、6区画か。6区画というのを早めに完売をしたい。まあ立地条件が幾らか悪かったりなんかする部分も幾らかあります。これが太良の良いところであれば多分即売れとるんじゃないかなと思いますけれども、幸いにちょっと悪いことにですね、環境はよかたですけれど、やっぱり立地条件が悪かったりとかですね、交通の便が悪かったり、勤め先に遠かったりとか、いろんな状況で若い人たちも鹿島に行ったりなんかしよるわけですから、その辺の太良町はメリットを生かして、どうにかそこを生かしていただいて住んでいただくというような――まだ若い人も幾らかまだ残っておるわけですから、その辺も含めてそういう対策にもうちょっとこう力を入れていただければと思います。

○町長（岩島正昭君）

以前はそういう売却状況がなかなか進まんということで、公園化すればという考えもありました。ただ公園化した場合に、もし耐用年数が過ぎて事故等が起きた場合はどうするかと。町営でやった場合は責任問題もあるし、あるいはまたあそこ付近の若いお父さんお母さんたちの集会所あたりでちょっとした長屋の建物をつくれればという方法もいろいろ模索しましたがけれども、最終的にはあとの維持管理が大変ということで、それもうちょっと棚上げにしたわけですけどね。塩田町さんもあそこの分譲住宅でハウスメーカーが建てて宣伝販売をしたという前例もありますから、そこら付近も検討をさせていただきます。

○下平委員

今の野崎分譲地について感じた事を言わせてもらいますけれども、今残ってるものについては非常に条件が悪いと。どうしても住宅として入るとなると、非常に早く言えば良いところからずっと買っていったという経緯もございましてですね、今残ってる分については非常に条件的に悪いところがあるということになりますと、同時にあそこが完売できないと、町のお荷物としてずっと引きずっていく。出費もかさんでいくわけですね。草払いとかいろいろ管理もせにゃいかんもんですから。ですから今入っている人、土地を買って家をつくっている人たちにどうですかという相談、これはできないのかどうか。もしできるとすればね、あれが300平米ぐらいやったですかね、大体。300ちょっとぐらいやったと思うとですけど。ですからそういう人たちにお勧めをしながら、できるならばそれが幸いじゃないかなと。いずれにしても目標としては販売をするということですから、さっき話があつたようにですね、ちょっと部分的に改正をしてできるような形をとってですね、1日も早くお荷物を降ろすという方向ではどうかなと思いますけどどうですかね、その辺。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

私たちだけの知恵では浅知恵で、なかなか良い案が浮かびませんでしたけれども、先ほど下平委員がおっしゃいますような方法も一つの方法というか、相談すればいいかなということで、そこら辺を加味したところでいろんな方法——考え付かないような、私たちでは考え付かないようなこともですね、もし良い案が浮かべばお知恵を拝借してですね、いろんな方法で販売促進に向けて頑張っていきたいというふうに思います。

○町長（岩島正昭君）

今の件ですけどね、当初は買いたい人があれば2区画も3区画もいいですよというふうな、そこら辺はもう緩和措置をとるようにしよつたんですけども、もし転売にな

った場合、いわゆるAさんが2区画買って、うちは坪30千円で買うとって、町外の人に40千円で売った場合、そこら付近もいろいろ議論されたわけですよ。土地転がしも恐らく考えとかにやいかんということですね。そいけんまあ町内の人で、まあ人間性の問題でしょうけど。そこら辺の売る人もあれば、また見直しも検討せにやいかんと思います。

○山口委員

同じ関連ですけれども、この町有財産ですね、町有地。駐在所跡の町有地ですね。今看板が、もう少し大きいのがいいかなと思ってるんですけど、節約ということで小さくされてるんでしょうけど、問い合わせ等があるんですか。もしあってですね、なかなか契約ができないというのなら、どういうことで単価の問題含めていろいろどういうことでできないのか。あってるのかあってないのか。あつたらどういう内容でなかなかできないというか。

○財政課長（大串君義君）

交番の跡地につきましては、ホームページ等にも広報たらにも載せてですね、販売を期限付きで一応してみたわけですけれども、問い合わせ件数としてはちょっとはつきり覚えてないんですけど、四、五件ぐらいあったと思います。その四、五件の中にはですね、やはりその価格について高いんじゃないかというような話もですね、まあ一人の方ですけどもありました。それで、そのほかについてはいろんな情報についてはホームページ等にも載せておりましたので、いろんなことは聞かれなかったわけですけれども、一人の方はそういうふうな形で、ちょっと高いんじゃないかという形で聞かれました。そして実際その期限内では申込者はいなかったということでそのままいるわけですけれども、その後ですね、あと一人、今までですけども、半年間の間ぐらいに一人話があったというぐらいですね、販売には今のところはこぎつけてないというところですね、そういう状況でございます。

○山口委員

ということはですね、JAさんのほうから選果場ですね、こっちにある駐車場のこっちの。あそこはずっと以前から御存知だと思いますけど、前の時から町あるいはこっちの前の畜産業の片山さんあたりとも交渉をやってきて、またこっちでどうかできないかということで町のほうに来られたと思います。来て――選果場です。元の。球場のこっちの。まだ来てない。来られると――町だけじゃなくほかの企業も来られると思うんですけども。どうですかね、ここの単価とですね、私たちは選果場の単価――ある程度どのくらいというのはここでは公表できないんですけども、この交番のところの単価とこの球場のところの選果場の単価というのは、大体ここのところほどのくらいまで、一定線で一步も譲らない単価を出しているのかですね。その辺。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

価格についてはですね、庁内の中で土地の有効活用検討委員会というのをつくって、その中でもこう話をさせていただいてですね、価格を決定したわけでございますけれども、基本は土地の税の評価額ですね、評価額が大体一般的には時価より安い価格になっているということでですね、その価格を参考に今現在の時価はどれぐらいだろうかということで判定をしまして決めておりますので、その価格をいじって下げたとか上げたとかじゃなくてですね、ある一定のルールに基づいて価格を決めたという事でございます。

○山口委員

価格は幾ら。

○財政課長（大串君義君）

価格は最低売払価格ということでですね 23,462,750 円ということで売り出しをいたしております。

○山口委員

平米当たりとか坪当たりは。

○財政課長（大串君義君）

面積で 490.74。148 坪ございます。単価としてはですね、坪単価で 92,372 円、平米に直すと 27,858 円ということでございます。

○山口委員

はい、わかりました。

○木下委員

まあこの野崎町営住宅の 1 区画売れたと。あと 6 区画が残っているということですが、もともとこれは 11 年ぐらいから始まりましたが、もともと町長、百武町長も議員の先輩たちも、町で買うた土地じゃなかけんあせがんなてというのが第一点だったと思います。それから百武町長でもその当時までは竹崎、道越あたりの漁業状況もですね、これはもうとても飛びつくばいと。飛びつくような状況で申し込みもあったと思うもんね。その当時は。もうその後いろいろ変わったですけどね。そういった状況から今もう一転しておると。それからまたもう 10 年も経ったけじめとしてさ、例えば本年度 3 月までの受付で区画の売買をするけど、新年度からこういったことに変えますとかですね。例えば建売住宅とかなんとかいろいろな今から新年度まで執行部で案を練って、こういう方向でいきますとか、そういうとの新年度に向けた攻防ができるような体制作りが私は絶対必要と思います。ぜひそのような方向で、やっぱり買うた土地じゃなかけんということじゃなくして、ある程度けじめをつけながら行財政を運営して

いくということは、町民にとってもメリハリがつくんじゃなかろうかというふうな感じがします。そこで一言。

○町長（岩島正昭君）

それはもう10年経過ということで、来年あたり、ことしいっぱいそういうふうな状況でさせていただいて、来年また中身の検討をさせていただきたいと思います。

○下平委員

確認ですがですね、今売り地ということで看板をあげておられるところがありますですね。こういうところについてですね、以前から競争販売と。どうしても複数の人が出てこんとそのできませんよという話があったわけですね。そういうふうなことをしよると片方は急いどると。いつその相手が出てくるかわからん。そこに希望されるかわかりません。そういう状況を踏まえてですね、今後はひとつ、もう少しスピーディーにやる方法。値段は大体決まってるわけですからですね。そこら辺のどうでしょう。町長から一つ考え方。

○町長（岩島正昭君）

そうですね、まず皆さんがおっしゃるのは、区画の割にはせいぜい2戸ぐらいですよ。区画の割にはあんまり高すぎるということが皆さんたちの意見ですね。本当はもう事後ですけどね。岡本さんて岡本整備工場であったですね。あれまでうちが相談できとればもっと売って思うんですけどね。だからある程度は単価の見直しでしょうね。今のままでは。

○下平委員

いやね、そこで今言うように、単価はもちろんいいわけですけども、希望者が複数出てこんとですね、今売れないというのが原則になっとるわけですね。そこら辺の見直しはどうなんですかということなんです。

○町長（岩島正昭君）

それはもう大々的、希望者がそういうふうで1件問い合わせぐらい、今は何も実際電話問い合わせぐらいですから、もっと大々的に広報販売をすれば出てくるでしょうけど、今のところはなかなか多数の希望者ていうとは来てないようですね。まあ景気になれば何名か手を挙げてもらえるでしょうけど。

○坂口委員

21 ページあたりの地方譲与税あたりがずっと伸びとつともあつとですけども、ほとんどマイナスが多かと、その地方交付税とかここはふえとりますけれども、ほかの部分についてはほとんどがマイナスというようなこと、その原因等についてはどういう考えを持っておられますか。多分地方を重視せんばいかんということで交付税あたりはわかりし選挙前でもあつたし、対応はしてもろうとつとですけども、町とし

ては大変ありがたかたですけれども、ほかの部分については非常にマイナス部分があるというその原因とか、そがんとはどのような考えを持たれとりますか。

○財政課長（大串君義君）

譲与税等につきましては、それぞれ景気を反映してですね、自動車の販売が——自動車重量税とか軽油税に対する国の税収を地方に分配するというようなことで地方譲与税になつとるわけですけれども、車が売れないとか、やはりその自動車であちこちガソリンを使って行かないとか、企業がガソリン等を節約するとかいろんなこと、またそして配当割交付金とかですね、いろいろそれに株式譲渡所得割とかいろいろありますけれども、総じて国の景気が悪いと。単純に言ってしまえばそれがほとんどの原因かというふうに考えとります。そういうことで地方に配分する額が小さくなりますので、そういうその算定の基礎を若干上げて現状維持をしてくれないかということも地方からは言うわけですけれども、国もまあ厳しいということですね、なかなか思い通りにならないというような状況でございます。

○坂口委員

そいけん私どもはたいがいそうかなては思いはすつとですけれども、例えば来年、再来年ですね、急激に景気が上向いて、まあたまたま新聞には佐賀県も少しは伸びたとかいろいろありますけれども、実際国全体が景気がマイナス成長じゃなかけどそういう状況の中でね、今後の来年、再来年も見越して、どがん財政課長は考えて運営を例えば財政運営をしていくとかなという考え方を持たれとるのかな。

○財政課長（大串君義君）

今現在ですね、今後5年の中期財政計画を作成せんばいかん時期になつとるわけですけれども、国のほうからとか県のほうからもですね、今現在の状況を見てですよ、政権が交代して今後どうなのかというのが、実際はつきりせんわけですよ。それでまあ将来の見通しということについて、国からとか県から一切情報が流れてこないということで、当然今頃だったら既に来とるわけですね。来て、既にある程度中期財政計画で、太良町の財政状況はこうだということで、ある程度目安をつけるわけですけれども、今現在一切そういう情報が流れてこないという状況ですよ、太良町の今後の見通しがなかなか立てにくいとかですね、政権次第でどう転ぶかわからないというような状況でございます。それとまあ実際太良町の一般財源の収入の約7割を交付税と臨時財政対策債で占めて、そしてなおかつ自主財源につきましても、基金繰り入れを入れなかったら20パーセントを切つてると。自主財源がですね。そういう状況で、ほとんど80パーセント以上をほかの国等の財源に依存しとるような状況でですね、太良町独自でどうこうできるような状況でも実際ないわけですよ。それで、なかなかこう将来の展望が見えないというような状況で、太良町だけじゃないと思うんですけ

れども、こういう小さな地方は特にちょっと今後の状況について注視をしているというような状況ではないだろうかというふうに思います。

以上です。

○坂口委員

そういう厳しい状況の中でね、町が持っている町のいろんな土地にしる何にしる、そういう財産あたりをですよ、今後その全部把握しておられると思いますけれども、こういう席でよく払い下げとかいろんな話も多分出ていると思います。そういうところを洗い直してね、本当にもうやるべきところはやって、必要なところだけ残すと。そりゃ、住宅含めてそうですけれども、そういうふう、まだ結構あるかと思いますがけれども、その辺についてね、ぜひスピーディーにやらんとさ。もういろんなことを何年でもこう言って、その結果がいろんなまだ考えとりますとか、いろんな状況。執行部は執行部、その状況はあろうと思いますけれども、そういうところ、即、こうなんていうかな、もう少しスピーディーにやって、やっぱり財政状況も少しぐらいはそういうところで良くしていくと。幾ら持ってももう、町に必要なじゃないものを幾ら持っても将来的に手がかかるばかりで必要じゃなかわけですね。そして要るところがあれば今買えばよかじゃなかですか。結構売る人もおったりなんかするし、必要と思えば買えばよかことやっけんさ。その辺は買うたり売ったり、その辺を臨機応変にしていくような状況をやっぱりつくって、体質としてつくっていってもろうとかんといかんとじゃなかかなと思いますけれども。

○財政課長（大串君義君）

確かにおっしゃることはよくわかります。今現在ですね、21年度までの財政におきましてはですね、そこまで幸いにして財政状況が厳しい状況ではなかったということもございます。いざ何か財政事情が緊急的に出てきたときの対応ということでですね、減債基金とか財政調整基金等にも基金を積んで対応はしておるわけですけども、今後の財政状況、国の方針がどういうふうになるかで相当違ってくると思いますけども、そのときにですね、財源が不足したときに逆に言えばそういうときに財産を売り払ってですね、そういう財源を不足分の財源に補填という方法等も考えられますので、ある程度の基金が大きくなったとかいうことでもございますけれども、町の全体的な病院等も含んだところで考えればですね、まだやはりその良かったり悪かったりでいろいろ考えてですね、特に町の財源が自主財源が少ないということですね、そこら辺を考え合わせて臨機応変に対応していきたいとは考えております。

○副町長（永淵孝幸君）

実は町有財産の売り払い等についても、検討委員会を設けてやっております。その中で、今財政課長が言うようにですね、単価をとにかく下げればすぐ売れてしまうと

いう状況にはあるわけですが、むやみにですと、そこまでは、財政的に困ったときにはそういうこともせにゃいかん時期があつたらせんばいかんかもしれんばつてんが、今の状態の中では、例えば先ほど町長も言いましたように、警察跡地も単価が高いからというふうな話もあつたということですが、そこをじゃあ安くすればそれは確かに売れていくでしょうけど、一概に急いで売り払う必要もないんじゃないかなということで、それは私も財政課長からも相談を受けて、そういう話はちょっとしてあります。ですからもう少しスピーディーにという話ですが、そこら辺含めて検討委員会の中でも、本当に必要な、これは将来必要で何か使えるなというところは売る必要はないでしょうけど、これは町にとっても持っとっても逆にそうメリットはないなというところはですね、少し下げてでも早く処分してくるっという方法もあろうかと思しますので、もう少しそこら辺は検討させていただければなと思っております。

○坂口委員

そいけん財政的に太良町がそこそこやっけん別によかいですよ。例えば隣接地とかなんとか考えればね、よその他人に町外の人に売るとじゃなかとやっけんさ。例えば隣接地とかなんとか利用しよるとを、ほんの隣とかなんとかちょこっとしたようなところはさ、ちょっと言えば単価下げても、例えば町民が喜ぶじゃなかね。ちょっと言えばよ。そいけんていうて、緊急に困ったときに財産処分すれば、それは安くしてでも売れるでしょう、そりゃ。しかしそれが果たして町の財政がきつくなつたけんていうて安くして売るばいて言えば、議会からまた批判買うよ。そこら辺の接点ていうとは、非常に難しかて思うわけね。どこかの接点ぐらいではやっぱり判断をせんばいかんわけですよ。だからといって、いろいろ言わんです。財政的に悪くなかけんですよ。しかしそういう隣接地とかなんとか考えよればね、町民が喜ぶことでもあるし、必要なとは残せばよかし、その辺はやっぱりよく考えてこう、今の答弁はまだ財政が苦しくなかけんがまだそこまではせんでもよかたいていというような考え方やっけんさ。まあそりゃそれでよかばつてんね。そこら辺は考え方の幅を持たせたほうがよかとじゃなかなかていう気はするけんが。

○副町長（永淵孝幸君）

委員言われるように、隣接地、少しこっちが狭いと。もう少し拡張したかばつてんがというようなことも、実際相談はあつとります。ですからそこら辺を含めてですね、検討をさせていただきたいと思います。

○山口委員

ということは、町有財産で建物付きは何ヶ所かあるんですか。町営住宅あたり。販売。（「その土地が町有地で、箱物が別ていうともですか」と呼ぶ者あり）要するに、

建物と土地とセットでもあるし、別々というところ。何ヶ所ぐらいありますか。

○財政課長（大串君義君）

町有地であって、建物も町の財産という。（「個人、個人」と呼ぶ者あり）個人ですか。

○山口委員

個人ていうか、貸し出しているのは仮にありますか。

○財政課長（大串君義君）

それは商工会とか大元産業とか森林組合とか。土地の貸付でですね、今現在貸付料をいただいとります。

○山口委員

元の町営住宅はそしたらもう全部処分した、全部あがんだということですか。この近く、町営住宅。消防署近くの元の住宅とか医師住宅。

○財政課長（大串君義君）

消防署横の医師住宅はですね、今年度解いて平地になして、そして販売するという事で考えとります。ほかにあとは油津の交番跡地の裏のあそこの医師住宅はちょっとありますけれども、あれは土地は太良町で、建物は病院なんですね。あの分とか幾らかというか、2つぐらいしか今のところはないと思います。

○山口委員

ということは、病院が持ち物という意味になるわけですか。町じゃなくて。

○財政課長（大串君義君）

財産としては病院のほうに挙がとります。油津のらくのの近くのですね、あそこにも今はもう住まれてないですけども、交番の職員さんが警察さんが住んでおった、そこも一つあります。それでその持ち物については、建物については病院のほうで財産として挙がっています。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

だからですよ、これももう3年ぐらい多分言われておると思うですもんね。例えば病院の行政財産ですよ、そいけんこれ普通財産に、不用品だから、医師住宅は新築しとるわけですからね、もう要らんわけですよ。そいけん本当に民間が必要であればね、民間に払い下げるべきだと。その手続きをなさいよということは、もう3年前に言っておるんですよ。この遅々として進まない理由としては何ですか。病院のおらんけんあなたに言わんとしようがなかないね。

○財政課長（大串君義君）

まあその第1弾ということですからね、栄町のほうの消防分署跡地の分を解いて販売するという事です。交番跡地のところが地目が宅地になつたらんわけですね。畑に

なっとなつとですよ。そこら辺のほうも解決せんといかんということで考えとるというか、あとはちょっと病院のほうにもちょっとそこら辺は言っているわけですけど、なかなか病院も今あれで、経営のあれでいろいろこう忙しくてですね、多分できてないんじゃないかなというふうに思います。

○山口委員

ということは、病院が貸している建物ということですよ。病院の持ち物。した場合は、病院こういう厳しい上に、もしその家が何か被害を受けて1,000千円とかは、病院がつくってまた保障するということですか、その家を。大体そういう賃貸契約になりますからね。幾らかの2千円か3千円かもらっているわけでしょう。

○財政課長（大串君義君）

今その先ほど言った医師住宅というか古くてですね、誰も住んでないわけですね。

○山口委員

いやもう一つ、個人のあの辺の近くに何軒かあるでしょう。饅頭店の後ろ。

○建設課長（川崎君義秋君）

あれは昭和37年の災害の時に建てられた町営住宅で、今現在2戸ございます。住まれています。

○山口委員

いやその問題とちょうど……。ということは、あの住宅はどのくらいの賃貸料金で月もらっていますか。

○建設課長（川崎君義秋君）

町営住宅ですので、家賃は公営住宅法で計算しておりますので、1名の方が3,300円、もう1名の方が5,700円となつとります。

○山口委員

ということは、どういう契約になつとるか。もし台風被害のときはもちろんするわけでしょう。そういう契約になつとるわけでしょう。何百万までとかそういう数字が入ってますか。

○建設課長（川崎君義秋君）

そういう契約はありません。町営住宅ですので、うちは家賃を取って貸しているだけであります。あそこは今申し上げましたとおり、37年に建てられまして、耐用年数が大分過ぎております。本人さんからですね、入居されてる方から払い下げ等の申請もあっております。その払い下げ方法について県のほうにも確認をしましたが、まず古い住宅ですので、用途廃止と譲与という方法があるんですけど、用途廃止するためには解かなければならないと。だから入っている方には出て行ってもらわんといかんわけですよ。もう一つ譲与というのが、譲与処分ですか、これがあるわけですけど、

なかなか今入られてる方が2軒あるわけですけど、それぞれの方の考えがあってですね、なかなかそこまで至ってないというのが現状です。昨年も2名入居されてる方と個別にお話をしましたけれど、ちょっといろいろな法的な問題、また入居されてる方の考えがあってですね、そのままの状況になっとります。

○山口委員

ということは、町の財産であって、町営住宅はこっちがずっと処分したりいろいろのをするわけですか。こっちじゃなくてこっちの課が。

○建設課長（川崎義秋君）

町営住宅については建設課のほうでしておりますけど、その以外はそれぞれの、医師住宅は病院と。普通財産は財政のほうということしております。

○山口委員

こういう処分を1課1課じゃなくて、やっぱりどっかに一つにまとめてしとかないと、単価の問題とかいろいろの不動産処分というのは、今のタイミングのように景気にも左右されるし、やっぱり個人の相手ということで微妙に単価も違うし、どうですかね、こういう病院と建設と3課でいろいろ処分を検討するんじゃないかと、どっかに一つにまとめた方がいいと思いますが。町長どうですかその辺は。

○建設課長（川崎義秋君）

町営住宅につきましては、補助をもらって建ててるのですから法的な拘束がありますので、うちのほうでですね、そういう法的な問題が解決できれば、行政財産から普通財産に切り替えて管財のほうに移すと。その後は管財のほうでもらうということになりますけど、あくまでも町営住宅として補助をもらっているものについてはですね、一応そこまでの手続きは、建設課のほうで町営住宅については行っとります。

○町長（岩島正昭君）

まあ国の補助事業はそういうことですよ。もう老朽化したけんがもう危ないと。だから売却してよかとなった場合は、もう建物としての用途を廃止ならば許可するとすよ。廃止ということは取り壊せということですよ。だからいつかの雑談の中で、議会の打ち上げとかなんとかの中で、大浦の分譲地のとこに町であそこで住宅をつくれればという話あったばってんが、補助事業はもらってすると売られんわけですね。だから小さな家でも将来的売却するてなれば、町単事業で小さくつくったり、先々で売るといような考えをしとかんことには、補助事業をもらったら簡単にはできんということです。

○山口委員

そしたら陳情書か何かどうかしてくださいというのが、数年前来た人もあろうかと思えますよね。なるべくもうその人たち年もとってることだし、少し体も弱いという

こともありますから、なるべく早めにかなうような方法をとってですね、していただきたいと思います。

○建設課長（川崎義秋君）

昨年入居者の方と話をしておりますけど、またですね、その入居者の方の状況が変化しているかもわかりませんので、再度そういう話し合いはしてみたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

大浦小学校のプールの横に住宅があったですもんね。もう御存知のとおりだと思いますけれども、あそこも入居されてたですけども、一人はお亡くなりになって、そのおばあちゃんもまた息子さんのところに行かれたので、用途廃止ということで取り壊したわけです。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

先ほどの保育所保護者負担金の答弁漏れがございましたのでお答えいたします。

多良保育園の納付済額が 25,575,380 円。いふく保育園 12,303,270 円。松涛保育園 20,576,120 円。それから町外の保育所が 4,959 千円。残りの 1,689,680 円は、過年度分の保育料の収入額でございます。

○平古場委員

そしたら、一人の児童に対して一番多く負担している額がわかったら。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

階層区分の 7 ですね、月額 0 歳児の場合です。62,150 円です。

○平古場委員

当然これは所得に対しての査定だと思いますが、端から見てですよ、あそこはお金持ちさんやっけん保育料は高かろうということが大体常識的に考えるとですけど、逆の場合があつとですよ。ちょっと会社を経営しておられて収入がある方が少なかったり、うちより貧乏なのに何でこがん高かろうかていうところもあつとですよ。その所得に対する査定ていうとは、ちょっと教えがたいところもあると思いますけど、できる範囲ですよ、どういう所得で、全部の所得ですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

原則保護者でいらっしゃいますお父さんお母さんの所得によって計算をされます。ただ、お父さんお母さんが専従者と、専従者給与をおじいさんからいただいております場合には、おじいさんの所得も計算に入っております。そういうことで一概には、家庭の状況によりましていろんなパターンがあろうかと思います。

以上です。

○平古場委員

わかりました。

○山口委員

実績報告書 28 ページ。この寄付金ですね、ふるさと納税 850 千円。この 4 件となつとりますが、使い道、いろいろこのふるさと納税はこういう目的に使ってくださいという添えて寄付もし、目的に沿って使用するというような報告でありましたが、どういふうにこれをどういふうなどに使ってくださいというような要望が入ってるのか。そこら辺の内容をお尋ねします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

ふるさと納税の寄付金の 4 件の内容、あるいは寄付の目的、あるいは財源への充当の御質問だと思います。4 件で 850 千円の寄付をいただいて、4 件のうち 2 件については、御本人の御意思は、町長にお任せしますという 2 名の方です。1 名の方は、医療福祉の充実に使っていただきたいと。もう 1 名の方は、農林水産業と自然環境の保全に使っていただきたいというふうに御意思をいただいて寄附を受けとるわけです。町長お任せコースでいただいています、内 805 千円の分については、子育て総合支援事業の財源に充当をさせていただきとります。もう 1 人の方の医療及び福祉の充実に関する事業を御希望をいただいている方についても、子育て総合支援事業に財源充当をさせていただきとります。もう 1 人の方が二つの意思を表明をされております。農林水産業振興に関する支援事業の御意思に対しては、ガザミ養殖事業に財源充当させていただきとります。自然環境保全に関する事業の御意思に対しては、山林購入事業に財源充当をさせていただきとります。

以上でございます。

○所賀委員

先ほど財政課長が言われた、らくのさんからこう入ったところのあれ医師住宅になつとると思うのですけれども、現在の入居状況どうですか。（「空き家」と呼ぶ者あり）空き家ですか。

○財政課長（大串君義君）

私もちょっと管轄してはおりませんのでちょっとわかりませんが、多分空き家だというふうに、今現在ですね。

○所賀委員

以前聞いたことのあることですけど、元の百武町長の時に、防犯の意味もあるけんが警察官をあそこに入れろということで入れとられた経緯のあると思うとですね。そのことがあって、もうおられんようになったらそれこそこれも管轄を移すとかという意味もありましたけど、町長に 1 回お尋ねしたときに、それは警察と話をしてみても、あそこがもう要らんようであれば考えようということもありました。これも財産収入約

200坪ぐらいあそこあると思うんですけど、収入源の一つになると思うんです。車も入るし住宅地としてはかなり最適な場所かなというふうに思うんですけど、その辺は今後の考え方どうですか。

○町長（岩島正昭君）

前は末藤さん今回は立石さんという鹿島の署長が何回かお会いして話したの、まずそこに署長が寝泊りしよるけんが、絶対向こうにおらんばんとですかねと、いうふうな御意見ですよ。若つかもんも鹿島からわざわざもうそこに単身で来とるけんが、できればもうほらこっちに来たかということで、もう何かそこら辺は署長もおることだし、2人体制ならそこでよかじゃなかですかと。太良町に医師住宅の跡地にもうちちょっとおらせんように検討してくださいということは、両方の中で話はしております。元はもう絶対おれということやったけんそういうふうであったばってんが、警察としてはもうそこだけにしてくれということですよ。だから向こうはちょっともう入居廃止というような形をこれは要望もあつとります。

○所賀委員

そしたらやっぱり早めに対処して、壊すなりしてもろうたほうがよかて思うんです。油津の方、5月に愛路日で掃除をされるわけですけど、あそこに入ってワットしてととです。かなり見苦しかともあるし、その辺は収入面も考えて、早めに壊すなら壊すというふうな決断をしていただいて、ひとつきれいな土地にして売るなら売る、まあ立ち退き問題の前にこれがあれば入居者も恐らく募集もできたかなと思うんですけど、早めに対処したほうがよかと思えます。

○見陣委員

決算書の16、17ページに滞納繰越分とありますけど、まあ現年度、過年度分といういろいろありましようけど、この場合は税金ですから不納欠損も幾らかあると思うんですけど、これの時効中断措置ていうとは取られなかったのか。そこら辺から質問します。

○税務課長（江口 司君）

滞納繰越分についてはですね、時効中断については、差し押さえをしなければ時効中断にならんわけですね。それから年に1回7月に大体年に1回督促を出すわけですけども、督促を出した場合は、10日間の時効中断になるわけですね。これはもうごく一部で、10日間が過ぎればまた随時時効が進行していくわけですけども、先ほど申しました差し押さえをしてですね、その差し押さえた物件が、要するに現金に変わらん限りはですね、土地建物等はずっと時効中断がそのまま継続していくと。昨日やったですか、歳入にあの嘱託員のところで若干申しましたが、差し押さえをして、要するに現金化されんと、その分滞納がずっと継続してたまっていくと。たまっていけば当然徴収率も低下していくというジレンマがあるということですね、時効中断に

については特に差し押さえ等々が絡むから注意しとかんばいかんということでございます。

○見陣委員

今差し押さえをしなければ時効中断が発生しないということですが、文書とか書類なんかでそういう方法はとられんとですか。

○税務課長（江口 司君）

滞納者については差し押さえ予告をやるわけですね。要するに、税金を払わんと差し押さえしますよということ。実際差し押さえをするためにはですね、昨日も申し上げましたが、今度平成20年度から佐賀県の滞納整理機構ができて、太良町の場合は21年度から職員を派遣するということになっておりますが、実際差し押さえに職員が張り付く場合はですね、七、八人の差し押さえするための専従班を組まにゃいけない。というのはですね、差し押さえをする場合は、その辺の中身まで詳しく言うわけにはいかんですけども、その物件が本人のものか、あるいは人のものか、嫁さんのものか、要するに孫のものか、子供のものかという、そういう質問を繰り返しながらその物件を押さえていくわけですけども、非常にデリケートな作業が要するわけですし、簡単に一人二人で差し押さえはなかなかできないという現状がございますので、滞納整理機構に来年派遣するわけですから、その辺の派遣した職員等の連携をとりながらやっていく必要があるんじゃないかと、こういうふうに思います。

以上です。

○見陣委員

いやその時効中断措置の申請というですかね、そこら辺の作業ていうとは、そこら辺文書とかそういうのではできないんですかと質問しよるとですけど。

○税務課長（江口 司君）

時効中断についての特段の文書はですね、納税義務者には差し上げないわけですよ。結局ですね、物件を押さえてですね、それが現金化されんと、結局その物件ていうとはですね、わかりやすく言えば、農協から金を借りれば、抵当権に入っですよね。そいぎ法務局に行って登記簿謄本を見ると、抵当権設定をするですね、債権者は誰だと。そいぎ債権者は太良町になって、金を払ったら農協の抵当権の抹消登記をするですよ。抵当権の抹消登記を。そいぎ登記簿は債権者がもらうけんが、土地所有者のものになるですよ。その仕組みと一緒に、この物件を差し押さえれば当然太良町だということで、登記簿謄本に載るわけですよ。債権者は太良町だと。本人がその土地を売ろうとしても債権者が太良町になつとるけんが、今度は売れんわけですよ。法令上は売ってよかとばってん、この債権は買った人が太良町になつとつとをですね、債権を放棄するかせんでというとは太良町との話し合いになるけんが、抵当権に入った物

件ていうとは、なかなか第3者は買いにくかですよ。企業なんかでは、抵当権に入っとつとを将来の見込みがあれば当然買うわけですけど、この辺では通常は買わないですよ。抵当権に入った土地建物等については。まあそういうことで、特段通知はやっていない。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

いや今の質問はね、そういうことじゃなかって思うですよ。例えばね、要するに滞納が発生したと。そのときね、やっぱり皆さんが小まめに出て行たてさ、やっぱり分納契約なりなんなりしながらね、そこまで至らん前に努力はしたかということですよ。十分してやむを得ず不納欠損をしたのかという話やろうと思うですよ。そりゃ、場所代まですればそりゃ、そこまで行く前によ。小まめに努力をしたのかということですよ。

○税務課長（江口 司君）

委員長おっしゃるとおり、そういうところはですね、うちの職員が小まめにやっているところをごさいまして、見陣委員がおっしゃるところについてはですね、先ほど委員長が言われたのと若干意味が違うんじゃないかと思いますがですね。

○見陣委員

質問の仕方がおかしかったということやったらですね、ちょっといえばですね、過年度滞納が発生して、ちょっとこれ資料を見たら、平成5年度以降は不納欠損で処理してあると思うんですよ。町県民税のところを見ると。これをする前に、時効にならんように中断をするような措置を取れないかて、そこを聞きよる。そいけん差し押さえをしたら中断になるですよ。金、現金化されなければ差し押さえのかわりになるて今言われた。できるかできんか、どういうことをしたら中断措置をとられるのか。そういう今まで努力をされたか。そこら辺を。

○税務課長（江口 司君）

結局5年以上経ったら時効ということで、不納欠損処理で挙げてますよね。その不納欠損にならんような処理はどうしてるかという御質問でしょうか。

○見陣委員

まあそこら辺でいいです。

○税務課長（江口 司君）

不納欠損にできるだけならんように徴収をやっているところをごさいますが、分納ですね、5年以内の滞納額についての分納についてはですね、わかりやすく言ったら、1,000千円滞納があつてですね、分納でですね、月々10千円払っても1,000千円という滞納額をですね、全額返済にはならんわけですね。結局1年に10千円取っても年に120千円ですね。5年しても600千円そこそこですから、結局は全額返済にならんも

んですから、本来は分納誓約については、1年間で分納できるような分納誓約にせんばいかんよとなつとるわけですね。その1年間で分納できんやっただ分については差し押さえをなさいと。差し押さえできんとなつたら、結局は時効が来て5年経つたらですね、時効が来て不納欠損しなきゃならんと。差し押さえをするか不納欠損で落とすか。最終的には2つに絞られるわけですよ。なかなかこの時効の壁というのは乗り越えられんと。そいけん小まめに徴収をするわけですけれども、いわゆる生活困窮者がおって、例えばことしの初めやったですかね、熊本県で軽自動車、たこ焼きの軽自動車で一家4人が差し押さえされて、海にダイビングして一家4人亡くなられたですよ。ああいうことになるわけですよ。結局物件が売れんけんがてなれば・・・。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ちょっと、ちょっと答弁。もう少し簡潔にさ。時間がないんですから。あなたの講演を聞きよつとじゃなか。

○税務課長（江口 司君）

以上です。

○下平委員

町税の収納状況を見とるとですね、今の出ておる不納欠損、これは担当課が今言われるようにですね、できるだけ不納欠損を減らしていきますということであろうと思いますけれどもですね、ただ、滞納、これが毎年幾らずつかふえておるという状況なんですね。特に担当課としては一生懸命やっていただいとることは十分認識をし、また感謝申し上げるわけでございますけれどもですね、ただ結果が、努力しましたと言って結果が一緒であればね、努力したということは言えないということを経験の人が言つとるですね。そういうことですから、まず結果を出すために努力をします。これは当たり前なことなんです。これは担当課だけじゃなくて、皆さんが力を合わせて何とか工夫をしながらしていかんやいかんと。我々も一端を担わんやいかんと思ひますからですね、できるだけそういう方向でですよ、担当課は町民の代表であるというぐらいの気持ちでですね、やっぱ足を運んで欲しいというふうに思ひます。それで来年の今の決算委員会では、本当に良くやりましたという皆さんからの賛辞がでるところに努力をして欲しいと思ひます。

○副町長（永淵孝幸君）

だからその不納、滞納の未収金については、検討委員会の中でもいろいろ話をしてですね、各課一生懸命頑張つてしよるわけですよ。行って脅されたり、「我が家はどこか、つん燃やしてくるっぞ」と。極端な話こういう人がおるわけですよ。ですから、そういった中でも職員は一生懸命やりよると。じゃあ相手がそういう脅しとか来たときですね、あと法的にこちらもやっぱ構えんばいかんというふうな場合の対応だけ

でも町としてもしていかなと、職員もやっぱりそういう脅しにやられれば、やっぱりびくびくして行きにくいということも出てくるかと思imasuので、そこら辺含めてですね、今いろいろほかのところにも相談をしながら、そういう対応をできないかなということやっておりますので、そこら辺は今税務課長も言っておりますように、職員が当然せんばいかん仕事ですけれども、片やそういうことも出てきておりますから、そういうことに伏せんような形での対応を私たちがやっぱりしていかなばいかんかなというふうなところで努力してやっておりますので、済みませんが、ということよろしくお願ひします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

簡潔な質問をしてください。

○下平委員

それでね、そういうところに遭遇するわけですよ。仕事で出向くわけですから。そのときに一番大事なことはですね、冷静さを保てる人間にならないとですね、かっかなってやるとうまくいかんわけですから、そこはぜひ冷静ということに対応して欲しいと思います。

以上です。

○坂口委員

今回ですね、国の政権も変わったりなんかしながら直接支払いもありよるけんね。この問題がどんだん出るとならね、その問題は生活困窮者でしょ。ほとんどが生活困窮者が問題で、こういう問題になつとつと。それなら思い切ってさ、直接支払いをすればよかじゃなかね。そしてそれを町税に充てるとかさ。民主党の支持が多かわけやっけんがさ。そのくらいぐらいの方向転換の町もね、そのくらいぐらいの例えの話し、考えてそっちのほうに例えば援助をすると。最低幾らすると。その分を例えばバックしてもろうて無くすとすれば簡単かたね。そうじゃろ。その辺についてどがん考えるかな。

○税務課長（江口 司君）

今坂口委員おっしゃったとおりですね、民主党が子育て支援で月 26 千円ですかね、あれがあればうちも大分助かると、このように思っております。

○坂口委員

そりゃもう助かる者は助けてよかくさいね。そいけん困窮者がおってね、例えばその問題は生活困窮者てあなたたち言うわけね。取れんとはね。それなら町がそれだけの下支えをしてやってね、そしてそういう人たちを最低税金ぐらいの滞納せんぐらいの月々くいてさ、かさ上げすればよかたね。町長どがん考えるね。

○町長（岩島正昭君）

まあ結局金をやってスイッチバックでことですよ。それもまあ一つの方法であるばってんですよ。なかなか——ただ以前私も思いよったとは、給食費の滞納のごたつとは、何かその入学の奨励金とか、あるいは何とかでやってスイッチバックの方法もあるなというふうなことはちょっとこう見よったですけどね。税金でなれば金額的にどのくらいあるのか、その付近も見て検討したいと思います。

○副町長（永淵孝幸君）

実は今度緊急雇用関係でも、うちが雇用するときですね、やっぱり滞納者あたりはどうするかというような議論もいたしました。それで今回はそういった国の雇用対策だったもんですから、鹿島のハローワークにも出さんばいかんというようなことで町外から見えたわけですよ。そういった場合、どちらを優先すべきかというようなことで議論したとですけども、やはり今言われるように、払えん人はやっぱり仕事がなかけん払えんでおるといふようなことですね、じゃあうちに雇用して、その中からやっぱり滞納しているものは幾らかでも払ってもらおうほうがよくはなかかいというふうなことで、そこら辺はそういうふうにしたところも今回何人かあります。ですからあくまでも滞納者をですね、じゃあうちでは一切雇用せんよというふうなことも、払いたかばってん仕事がなかというふうなことですから、そこら辺も大分議論して雇用して、確かに今払ってもらっていると。満足な金額じゃないですけども少しでも払ってもらおうという対策をとっております。

○坂口委員

今聞きよれば非常によかことをしてもらったなと思ってですよ。あなたたち町もほら臨時雇用ですね、そういう子育て、まず第一、子供たちを持った人を優先的にというようなことで町長言われてですよ、ある程度前の人たちは切ってね、やはり今から子育てかれこれ金がある人たちを採用しようという考えを持たれとった、非常によかことやったなと思うとるし、例えば今回ね、そういうふうなあればですよ、そういうふうなとも含めてね、例えば来年あたり多分また景気悪くなるですよ、はっきり言うてね。そのときそういう人たちも含めてほら一時的にもですよ、例えば1年間通さんでもよかじゃなかですか。例えば半年なり何なりそういうさせたり何なりしてね、そういう人たちがまじめなら幸いばってんが、まあまじめじゃなかのおるかもわからんばってんが、そういう人たちを臨時雇用をしてですよ、そしてそういう幾らかでも払ってもらおうと。臨時的にですよ。毎年毎年じゃなくてもよかじゃなかね。1年越し半年。1年の半年のて交代させてもよかしさ。そしてそこら辺のかさ上げをすれば、少しはやっぱりこういうとにあなたたちがよかことをしてくれたけんが、そういうことで良かったなていうことをやっぱり見せてやらんぎとき。なんでん税金納めんけんだめて。やっぱりこの問題もう毎年出てくるわけですよ。そいけんそれはありがたか

なて思うし、今後やっぱり不納欠損もしかり、何ていうかな、もうある程度でもう病院でも何でも同じことばってん、昔のとのさ、もうどっかで切ってさ、それがよかかどうかはわかりません。しかし5年が時効になつとる以上はさ、どうのこうのて言うても時効になるわけ。うちが一番例えば不納欠損もしよらんところが太良町じゃなかかなと思うとるですよ。よそを見ればぼんぼんぼんぼん切っていくよつとやっけんがさ。その辺はやっぱりトップも考えてね、やっぱり5年がどこまでがいいのか。そのときの状況に応じてさ、もうあんまり不納欠損の話をしでよかぐらいに議会の中でいつもあなたたちも言われたくなかろうけんがさ。我々も言いたくなかけんがさ。切っていけばよかたいね。そがんしいしゃい。

○木下委員

今坂口委員もいろいろ熱弁をされておりますが、税務課長も困窮者が主のような発言をされております。そういう人もいらっしゃるじゃろ、一部は。しかし、やっぱりそういう者ばかりじゃないと。やっぱり私もこの問題については、非常に税の平等ということですね、ずっと関心を持っておる一人ですが、この不納欠損額も17年、18年、19年で3年間で30,100千円も一斉に不納欠損の処理しとるですね。またことしは少なくとも1,600千円ですけど、これを見るときに、やっぱり町民税なら幾らか困窮者という表現もできると思います。しかし、これを見る上には、固定資産が主ですね。固定資産。不納欠損にしても未収にしても、この固定資産が主ということを見るときにさ、私はもう少し努力が足らんのではないかという気がするんですよ。ただ法的に不納欠損処理で云々と。法の18条で転居不明とか、行方不明とか、回収不能とかいうことを条例に法的にうたってありますが、やっぱりこれこそが町の重要な財源であって、住民の義務と。公的な負担義務ということをね、もう少し徹底して指導すべきじゃなかろうかと。本当に善良な住民が馬鹿らしいというふうなことになるわけ。そいけん固定資産税が何でこんなにあるかて。売却をさせんさい。売却を。それからさっき聞いたように、管財の人でも同じこと、委員長が言うように、もう3年も言いよると。その売買の問題で。そいけん土地の問題で、畑なら畑のごと地目変更して、それでやるとか。もう少しやっぱり努力をすれば解決つくくさんた。日本は法治国家だから人間が決めて人間が裁きよつとやっけん、できんことあるもんね。私に言わせたら親方日の丸やっけん、もう何とか言い逃れしとけばその場は済むというような感じを私は本当に言いにくいことですけど思うわけ。そいけんもう少しね、やっぱりこういう時期こそ課長直々に出向いて行って、もう私たちは攻められて困るばいというふうにして説得をするように取り組みはいかがでしょうか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

平成15年から18年まではですね、3年間で町税については不納欠損——要するに、5年経った分については不納欠損するということで、平成18年度でまあ不納欠損については21,450千円程度になっとなりますが、そのうちの木下委員御指摘のように固定資産税が20,000千円程度ありまして、それが純然たる5年経過した分の不納欠損でございまして、平成19、20についてはですね、徴収に行った分のそういった5年経過をしていない、それから分納誓約した分以外で不納欠損をしているところが平成19年度で2,200千円程度、平成20年度については1,642千円程度というようなことですね、一時は3年間の不納欠損を過ぎてからは順調な処理をしていると。それからもう一つはですね、先ほど坂口委員からございました5年間の不納欠損の処理についてはですね、当然法治国家でございまして、そういうふうな処理をしていかんといつまで経っても滞納が残ってしまっていてですね、後々の処理ができなくなっていくというようなことですね、坂口委員については私賛成でございます。

○木下委員

課長、この固定資産の件ですけどね、固定資産というものは物件があるわけですね。そいけんそのほかの税については、やっぱり物がなくて金も無かていうたら取られんさ。しかしこういう物件があるのは、何とか努力次第ではね、前進がはっきり見えてくるという感じがするわけですよ。その辺にもね、きつい言葉で私が言いよるわけですが、税務課長になり手がおらんごとなりはすんまかにやて思うとき。しかしこれは職務やっけんさ。ある人の税務課長のとき集金に行たて、今日に至ってお前の面は見ろうごとでんなかと。言われたという人もいらっしゃるわけ。しかし、そがんとにくじけよっちゃ、天下の税務課長は務まらんさ。堂々とひとつやってください。

○税務課長（江口 司君）

木下委員の御意に沿うように頑張ってみたいと思います。

○町長（岩島正昭君）

その件で、元税務課長がおりますけれども、不納欠損についてはどうしましょうかというふうなことで去年何千万か落とさせていただいたわけですけども、これは義務負担が原則ですからね。まず行方不明、相続者、死亡者、あるいは固定資産税の物件等々の処分等も考えましたけれども、抵当に入って競売にかかると。これはどうしても押さえられんとですよ。いうふうな、そいけんびしゃってした理由のあつたらいろいろ言わんで不納欠損で落とせと。いうふうなことで、何年前からもう落とさせていただいた経緯もございまして。

○木下委員

やっぱりそういうふうな、町長おっしゃるように、けじめをつけた節度を持った処理をすれば、我々も何ていうことはなかさ。はい、そういうことでお願いします。

○坂口委員

今言うようにですね、例えば不納欠損でも同じこと、ほとんどがそういう人たちは商売してもしかりですけど、ほとんど抵当にいったるわけですね。銀行抵当。そして例えば町が取ろうとしても第一抵当じゃなかけんが銀行が第一なんですよ。幾ら取ろうとしても取られんわけ。売却もできんわけ。そこら辺が非常に難しかとこのあるわけですよ。まあそういうとこで言われたと思いますけれども、そいけん純然たる我が財産ならね、そら押さえてさ、すぐ取るつとばってんが。あんまりあっちに加勢する必要なかとばってんが、実際そこがですね。（「そりゃもう第一抵当権が権利者じゃっけん」と呼ぶ者あり）そこがどぎゃんじゃいすぎ農協がほとんど取つとると。いやいや農協がじゃなく銀行がですよ。そいけんそれを売却しようとしても、例えばこの銀行なら銀行と話し合って売却して分けんぎとどうもされんわけですたい。（「そういう場合は町長おっしゃるのようにやむを得ない」と呼ぶ者あり）そいけんその辺もぴしゃつと説明せんぎとさ、説明して言わんぎと、委員さんたちは全部それを不納欠損、やっぱり木下委員が言うように固定資産のあるじゃなかかと。やっぱりほかのことはいざ知らずですね、やっぱり押さえろ押さえろてなるわけですたいね。そいけん中身をやっぱりこの部分についてはね、税務課長、こういう状況やったけん不納欠損にしましたよとか、そういう事例を言えばね。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ちょっと待ってくださいよ。不納欠損はやむを得んですよ。そこに至るまでの経緯を努力したかということが委員の役割なんですよ。だから言つとるわけですから。

質疑を終了いたします。

討論採決につきましてはですね、特別会計の最後に一括してしたいと思います。それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

昼食のため暫時休憩いたします。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 1 時 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

それでは定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに委員会を再開いたします。

- 議案第 58 号 平成 20 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59 号 平成 20 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60 号 平成 20 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61 号 平成 20 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62 号 平成 20 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63 号 平成 20 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

○決算審査特別委員長（末次利男君）

ただいまから特別会計の審査に入ります。

お諮りします。議案第 58 号から 63 号までの 6 つの議案を一括して審議に入りたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。

- 議案第 58 号 平成 20 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 59 号 平成 20 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 60 号 平成 20 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 61 号 平成 20 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 62 号 平成 20 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 63 号 平成 20 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

以上特別会計の一括審議に入ります。

関係課の行政実績の概要説明を求めます。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

《 山林特別会計の概要説明 》

○健康増進課長（松本 太君）

《 老人保健・後期高齢者医療・国民健康保険特別会計の概要説明 》

○環境水道課長（土井秀文君）

《 漁業集落排水・簡易水道特別会計の概要説明 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

概要説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方は特別会計名とページを言ってから質問してください。

質疑の方ありませんか。

○所賀委員

簡易水道特別会計について質問をいたしたいと思います。報告書の 94 ページ。この

太良町簡易水道施設別状況なんですけど、簡易水道、飲料水供給施設、簡易供給施設それぞれに約 13 部落の、13 地区ですかありますが、これの各々の地区の平成 20 年度の有収率はわかりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

それでは簡易水道、地区名大浦から順に読み上げてよろしいでしょうか。大浦 76.31、蕪田 78.44、里 70.88、伊福 64.63、喰場 95.15、中尾 80.38、大野 98.17、板ノ坂 82.77、上今里 99.20、山根 84.14、嘉瀬ノ坂 90.75、大川内 99.30、下中山 97.10、13 地区の平均でございますけども 75.69。19 年度が 75.04 の平均になっています。

以上です。

○所賀委員

今聞きましたら、飲料水の供給施設のほうが特にといいますか、前年度分と比べてみましたら、板ノ坂と山根と嘉瀬ノ坂がこの有収率のダウンの傾向がひどいといえますか、かなりパーセント的に落ちてるような気がしますけど、これは何か原因のあつてのことですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

漏水修理等がございまして、その場合、山間部でもありますし、かなり広域でございまして。それで早期発見というのがちょっと難しく、調査等は常にやっておりますけれども修理等がちょっと遅れたということで、有収水率に反映していると考えとります。

○所賀委員

この簡易水道はですね、上水のほうはそれぞれ有収率ですか、これが明示されて、割と見やすかったような気もするんですが、この簡易水道については、できたら有収率、地区別でもいいですから有収率を明記した表というものができないんですか。その辺検討していただく余地はありますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

上水と表示の仕方が変わっているということですので、次回からの提出については検討させていただきたいとは思いますが。

○下平委員

78 ページ。ここに森林国営保険料というのがございましてですね、これは義務的なものなのか、それとも目的は何なのか。その辺について説明をお願いします。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

下平委員の森林国営保険の件についてお答えをいたします。

森林国営保険については義務ではございませんけれども、台風災害、または火災等

の被害があったときにですね、その補填という保険料でございますので、近年ですね、台風被害で被害を被ったところも保険料をいただいていることもございますし、やっぱりそういった被害が出たときに、財産の一部補填という考え方からですね、この国営保険についてはかけていったほうが良いと考えておりますので、今後もそういう方針で進みたいというふうに思っております。

以上でございます。

○下平委員

これは面積的な基準、これはないわけですか。どのくらいを対象にしているというわけではないわけですか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

面積的には大体1反以上を掛けるといったような状況になっております。町有林の場合にはかなり面積的に多うございますので、一応対象に全部なっているというような状況でございます。

以上です。

○山口委員

ちょっと続きですけど、保険加入はわかります。そしたらですね、この保険の恩恵を受けたというか、そういう年度と金額ですね、わかったらそっちのほうを。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

一番近いところで申し上げますと、平成16年の台風の時に18年度に保険料といたしまして1,012,800円保険料としていただいとります。これは被害の場所につきましては、宝原というところでキャンプ場の上、公団造林関係のところの保険でございます。それから平成19年度に平成18年度の台風13号によります被害ということで352,559円納入いただいとります。

以上でございます。

○山口委員

ということは、やはり保険ということですから大災害のときに恩典を受けると言うんですけれども、大概の町営でなくて個人の方ですね、大概入っているということになりますかね。それはわかりませんか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

個人さんの分については一応窓口が森林組合を通じた申し込みになっておりますのでそこまでは把握しておりませんが、造林事業ということで、補助金を利用して整備をする分については加入が原則といったような状況でございますので、恐らく事業を行っている分については加入されていると思っております。

以上でございます。

○見陣委員

山林の 77 ページの歳入ですけど、立木売払収入と立木売払収入、これは主伐と間伐ですけど、これ金額はその年その年で上下があると思いますけど、今後こういった数量ていうですかね、それは毎年毎年売っていく予定にしているんですか。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

この立木の主伐の立木の売払いについてはですね、久々ていうてよかかな、20 年度に売っておりまして、21 年度にも予算計上はしております。基本的にその 20 年度の売払いについてはですね、ことしの 3 月の 23 日に山林運営委員会を開催いたしまして、検証と反省ですかね、材価とかなんとかという検証をしまして、一応予算はもう既に立てとったとですけども、運営委員会のそういうふうな検証が出るのが終わったということで当初予算に挙げとりましたけれども、今回の 7 月の 15 日に開催した運営委員会では前回の材価の売ろうと切った前のときには材価はある程度あったんですけども、切った後に御存知のとおりリーマンブラザーズに端を発した経済不況ということで材価が急に落ちて、切った後に落ちたということで、当初 20 年度で見込んでおいたと思うような収入が入ってないということで、更にことしの 7 月 15 日に運営された山林運営委員会の時にもどうも回復が見られないと、しばらく様子を見たほうがということで、今期については一応主伐はしないという、材価を見た上で主伐はしないという方向は出ております。

○見陣委員

言われることはわかるんですけど、ちょっと年数も経って、間伐もしなければいかん、植えかえもしなければいかんということもあると思うんですよ。そういうときにはやっぱり間伐は絶対したほうがよかろうと。そういうあたりである程度の量切って売って行って、まあ赤字になったらあれですけど、そこら辺の計画としてはもう委員会でそういうところも切らないということですか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

主伐については、先ほど今年度分の取り扱いについては課長のほうが申しましたとおりでございますけれども、間伐については一応保育間伐、それから利用間伐等については年次計画でやっていくと。それで主伐についてもですね、今後の計画でございましてけれども、今町有林の施行計画を立てて、ずっと計画的にやっていくということで今年度森林組合のほうにお願いをいたしまして、町有林の施行計画をつくっているところでございます。それで、計画的に今後も主伐並びに間伐、その他保育事業については計画的にやっていく予定でございます。

以上でございます。

○木下委員

94 ページ。この簡水事業ですが、ことしから水代を上げたですね。そして 19 年度の現在高からすれば取り崩しが 13,000 千円と。もう基金があと 24,722 千円しかない。取り崩しをこれに今までのように 13,000 千円でも 10,000 千円以上すれば、あと 1 年じゃいぐらいしか残らんというような状況ですが、担当課として急には上げられんやろうばってんね、どういうふうな感情を持ってられるのか。

それと、現在の給水戸数が昨年度よりも 20 年度は 3 戸ふえたという資料があがってるですね、そしてこの平均給水量は低いというような状況ですが、この辺も兼ねて説明を求めたいと思います。

○環境水道課長（土井秀文君）

最初の基金の取り崩しを行っておりますので、現在一般会計からの繰入率を 35 パーセントいただいております。財政のほうと相談をしましてですね、21 年度は 30 パーセントで行っておりますけれども、その後また 25 パーセントまで落とす予定でしたけれども、財政のほうに御相談申し上げましてですね、21 年度 30 パーセント、現在 30 パーセントを継続させてもらうように相談しましたところですね、21 年度の見込みですけれども、その時点ではまだ何とか基金が 18,000 千円程度に残る見込みです。その 30 パーセントを維持させてもらえれば、平成 25 年か 26 年ぐらいに次の料金改定を計画するぐらいですけれども、今のまま率を下げても 23 年には基金がマイナスになります。それで今さっきから申し上げます繰入率を当分の間固定させてもらいまして、30 パーセントでお願いしたいと思っております。

それと前年度と比べた給水戸数は 3 軒の増。平均給水率が落ち込んでいるということは、3 軒ふえとりますけれども、これが基本水量で終わっているような状況だと考えとります。超過水量ですか、その分がなかったということで考えてもらえれば良いと思います。

以上です。

○木下委員

繰り入れが 30 パーセント、今の現在でいただいておりますというような説明ですが、そのままだったら 23 年度にもうマイナスになるということですね。そこでずっと財政圧迫をして、供給すると。水をですね。水道、簡水、両方兼ねるわけですが、財政上、上げなくてはいけない時期には上げるべきという私は感覚を持つわけですよ。やっぱり良い格好ばかりしてね、太良町は佐賀県一水は安い、美味いとかばかり言ってもね、やっぱり財政的に負担ばかりしよっちゃさ。ある財政的には削減削減で行革をやっていきよる中でね、こういったものに出してやると。負担をしてやると。これは住民にも平均にいかんわけですね。やっぱりうちのあたりも部落で水道を持ったりしるところもあるしさ、そういった点からすればあと 2 年先にことし上げたけん毎年上げら

れんけん2年先3年先は0になるけんもうひとつ見直しをすると。今度見直して7,000千円ぐらいおっしゃってたかね。（「6,000千円ぐらい」と呼ぶ者あり）6,000千円ぐらい。まあそれでもね、なかなか追いつかん状況の中に、本部から一般会計から繰り入れてもらうのをあてばかりしとったっちゃね、やっぱり本来なら水道事業はこれはもう自主財源でやるべきじゃろうばってん、これは簡水ばってんさ。やっぱりその辺も含めて今後検討を十分する必要があるとじゃなかかて思いますけどうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

上水も大口の利用者の件も出ておりましたので、そういった大口利用者はもう少し料金を下げられないかという意見もいただいておりますので、そういったところを含めたところですね、木下委員さん簡易水道の運営委員長さんでもいらっしゃいますので、そういったところもまた含めたところで検討したいと思っております。

○平古場委員

決算書の278ページの健康家庭表彰記念品等520千円とありますけど、これは1年間医療費を全く使っていない、病院にかかってないということだと思いますけど、何人ぐらい。

○健康増進課長（松本 太君）

決算書278ページの健康家庭表彰記念品等の520千円の件ですが、これは10千円のカタログギフトを配っております。対象者が52組。1年以上の保険を使っていない家庭です。

○平古場委員

これは毎年同じ人ですか。同じ家庭ですか。違うんですか。

○健康増進課長（松本 太君）

同じところもいらっしゃいますけれども、新しいところもいらっしゃいます。それから言い忘れましたけれども、国保税の完納のところ限定をさせていただいております。

○山口委員

同じページにですね、目の3番療養費、これ以前ちょっと別のところで質問して迷惑かけたところですが、このはり・きゅう施術負担金ですね、これだけの予算がついているんですけども、この交付金額、施術料ですね、これが146千円ですか。ということは、やはりこれだけ町が気持ちを持ってなかなかそういう治療を受ける場所が無いという、もちろんこうなると思います。そうしたときやはりですね、前向きに検討するという返事をいただきましたが、私もいろいろ聞いたところ、やっぱり厳しい財源でですね、治療回数を何回以下と押さえている市町村もありますよね。そして

1ヶ所だけは所得制限をしてるところもあります。唐津地区、向こうの地区ですね。ああいうところもありますからですね、いつまでもどこまでもとは申しませんが、やはり一番こう秋の収穫時期、そしてまた海苔の網張り控えていますから、大分疲れてですね、そういうところに今太良地区には対象者が無いということで、町外に大分行っておられると思います。よかったら年末のこのピークを越す前にですね、何とかこう取り決めあたりを行えないかということではありますが、どうですかね、年末あたりはこぎつけることはできませんかね。その辺をちょっと。

○健康増進課長（松本 太君）

はり、きゅうの施術の件ですけども、今山口委員さんのほうから年末までにどうにかならないかということでございますが、昨日も申し上げましたけれども、太良町でこの鍼灸師さんがおられなくなってですね、この制度を受けることができなくなったということで、鹿島・藤津ですね、前の鹿島・藤津地区、嬉野市、鹿島市、太良町で今広域で実施するような検討をいたしております。嬉野とうちは施術料の金額は一緒なんですけれども、鹿島市が若干違います。それでさっき山口委員おっしゃいましたように、回数ですね、太良町は1日1回ですから何回も行ってよかとですけど、よそは30回とか50回とかいろいろ取り決めがございます。この辺を今から煮詰めていってですよ、合わせていかんばいかんていう状況になります。ですから、市内ということじゃなくて一応取り組むように前向きで計画をしていきたいと思いますが、早くとも新年度ぐらいにしかならんだろうと思います。やはり各市町の方針等ございますので、予算もございます。ですから内部を煮詰めるのにはかなり時間がかかると思いますので、その辺は御了承いただきたいと思います。なお国保世帯だけでするので、町民全部じゃない取り組みでもございますので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○山口委員

どうもありがとうございました。それで参考のためにですね、146千円。どのくらいの間でこのくらいの患者数になるのか。延べ人数でも。

○健康増進課長（松本 太君）

金額は100,700円でございます。146千円の隣りですね。支出済額のほうを見ていただいて。昨日も言いました1術、これははりだけなんですけど、これ単価700円の113件、79,100円。2術、はりときゅうです。これ単価900円で、24件と。21,600円で、合計いたしまして100,700円支出をいたしとります。

○平古場委員

同じく278ページの人間ドック助成費ですけど、これは一人幾らの助成ですか。

○健康増進課長（松本 太君）

33,600 円の 123 件でございます。

○平古場委員

これはやっぱり町内じゃないと駄目ということじゃない——町内の医療機関。

○健康増進課長（松本 太君）

そのとおりでございます。

○平古場委員

町内の医療機関だったら緒方医院、田代医院、太良病院。

○健康増進課保険係長（土井喜代子君）

町内の医療機関で、町立病院、榊医院、田代医院、緒方医院の 4 ヶ所になつております。

○平古場委員

そしたら今までに癌とかなんとか見つかったという例は、20 年度においてはあったんですか。

○健康増進課保険係長（土井喜代子君）

直接人間ドックから癌が発見されたという例は少なく、大腸がんの検診で便が陽性であって、検査してポリープであったとか、尿の検査で異常があってはっきりした疾患はなかったとか、そういう異常の発見がっております。直接の癌の発見というのは無かったようです。

○下平委員

77 ページの里山エリア再生交付金という除間伐の 373 千円があるんですがね、これは里山エリアというのはどこまでさすのか。それと、今後交付金としてきちんとが挙がってくるのか。その辺と、それから漁業集落排水……。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

一問一答にしてください。そうせんとわかりにくかけんですね。

○下平委員

わかりました。お願いします。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

里山エリア交付金でございますけれども、これについては 22 年まで、来年まで一応事業になっております。それから里山エリアの範囲でございますけれども、今うちで指定になっておりますのが、郷式の前後ろていうですかね、対面と後ろのほうと。それからちょっと字で言えば、郷式とそれから掛林、中尾、あの辺ですね。それからもう一つは板ノ坂地区、それから里のほうでございます。一応地区としては 3 地区で、5 小地区になっております。

以上でございます。

○下平委員

そしたら中のほうをちょっと整理をするというぐらいの感覚になるわけですね。竹林とか雑木。大体主にそういうものであろうと思いますからですね、風通しがいいような形をつくるというのがこの狙いですね。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

里山エリアにつきましては一応竹じゃなくてですね、これについては造林事業、通常の上のほうに流域広域でございますけれども、その事業の同じメニューを地区を選定して、これは用件がございまして、林齢の要件とかもろもろの要件がございしますので、それに合致するところが里山エリア——指定を受けた地区ではそれでやると。そのほかの地区についてはほかの事業で対応すると。通常の造林事業と内容的には変わらないといったような状況でございます。

以上です。

○下平委員

里山といいますとね、非常に歴史を思い出すような感じがしますもんですから。これはやっぱり交付金をやるためのあれですね。ネーミングでこう出しとるわけですね。まあ仕事内容は一緒だということであればですよ、植林をすると造林をするということであればですね、そういうものであろうと思います。もういいですこは。

それでね、漁業集落排水特別会計ですね、この中に休止世帯というのが出てますね。5戸。これについての対応といいますか、これはどうなっていますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

休止世帯5軒ですけども、1軒は廃止ですね。もうこっちに家から土地も処分されて出ておられる方が1軒ございます。1軒につきましては出稼ぎの方で、1回出るときに役場のほうに中止届を出していただき、また帰って来られたらまた開始届を出してもらおう方が1軒ございます。あと3軒についてもですね、1軒は大きなところ龍宮さんですけども、まだそのままの中止の状態でございます。あとの2軒についてもこっちにもう後がおられないということで中止でされとりまして、4軒が中止、1軒が廃止というような形になっております。

○下平委員

そしたら維持管理費というようなものは、当然それにはついてこないわけですね。届出をすればそれで何にも要らないということになりますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

届出をしてもらってる時点で料金の請求はしておりません。

○下平委員

わかりました。

○木下委員

いろいろな事情で5戸休止になつとるですね。そういったことを今報告がありましたが、例えばもう名前を言ってもよいと思いますが、龍宮さんですね。もう営業を中止して廃業されておると。しかしあるAさんが取得しておるとのことたいね。その人が利用するまでは支払いは全く請求がないということですね。それとね、この例えば1軒出稼ぎ等についてですよ、これはまた来てから利用すると。それまでは休みで、使用料は要らないというようなことにしとるとですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

届けを出してもらった時点でまた料金が発生する、中止届を出してもらった時点で料金はまた納めなくていいような形をとつとります。

○木下委員

それはそれとしてさ、やはりせつかく部署としてそのおたくのほうを担当部署ですけど、やっぱり地元にもこの集排事業に対する管理組合というのを設置しとるけんさ、そこら辺にもやっぱり私はぎゃんして転出をしますからとか、届出をするとか。それともおたくのほうから管理組合の方に当然報告であるとか。例えばね、この件についても詳細に私自身も内容把握しとらんけん答えきらんわけ。その辺がもう少し懇切丁寧といいますかね、配慮をしていただければと思います。それでついでですけど、前はこのような事態があつてね、廃止された家もあつたですたいね。それで加入金を支払つたと。溜めマスまで接続しとつてさ、そして170千円払うたと、返済したと。それじゃ私がうちの総会で怒つたとですよ。誰がこういうことをしたかというような、Aさんが区長に言うて、区長はとんでもないて言うて。私は区長さんを怒つたとき。何をあなたしよるとかいて。やっぱりそういったことのないようにですね。執行部の皆さんやっぱり手間で言つたら手間ばつてん、そぎゃんその手数はいらんて思うけん。担当課長。その辺の配慮はぴしつとやっぱりやっていただければと思います。どうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

今木下委員御指摘のようにですね、うちのほうでもやっぱり見直し等5月に行つております。それで、人間の出入りをそういったチェックを5月に行つておりますので、その時期になれば組合長さんのほうにも御連絡するようにですよ、今後努めたいと思います。よろしくお願ひします。

○木下委員

そういうこともあなたたちに書類的に紛らわしくないようにというようなことで、毎月にこの使用料の納入とか滞納とか、それからいろんな状況を資料で私と区長に出

してもらいよったろうが。しかしそれも一応いいと。そいけん主だったね、そういった事情が発生したときにさ、そういう内容を説明なり通達をしてもらえば十分でありますので。あなたをいじめるとじゃなかとよ。よろしく。

○山口委員

この地区ですね、竹崎地区、何戸あったわけですかね、戸数。

○環境水道課長（土井秀文君）

今これ表記しておりますように、加入同意をいただいている件数が188戸ということで、それとこれに加入していない件数はちょっと今わかりませんので。済みません。

○山口委員

ということは、加入率もわからないということになりますね。戸数がわからなかったら。わかりますか、加入率。

○環境水道課長（土井秀文君）

接続率は87パーセントということで、188戸のうちに165戸接続しとりますので、その率が87パーセント。

○山口委員

この87パーセントというのは地区——これに関連できる戸数の87パーセントでいうのですか。竹崎地区全部の87パーセントですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

計画時に188戸ということで計画してありまして、その分の接続が87.8ということです。

○木下委員

あのですね、委員の皆さんもやっぱり十分おわかりでないような状況がありますので。この事業に対する杉崎町長の時代やったですけど、太良町の大義名分で、ひとつ太良町は漁業関係とかが多いので、事業の陳情がいつも多いと。それでもう井本さんから協力をしてくれと言われるっつが何より辛いというようなことからさ、竹崎で総会をして、そして全員加入で承認印鑑もろうてしとっとですよ。この188戸。全世帯たいね。あなたが2軒持ったりなんかしとるとも何軒でんあるわけ。旅館業とかなんとかはね。そういったことで平成8年から12年までやったけど、今度は配管をする中で事情がやっぱり変わって、そして後の10何パーセントは今してなかわけ。事情が変わって。

○山口委員

竹崎地区全部がこの188戸あるということですか。全部が。

○木下委員

188戸たいね。世帯がね。

○山口委員

加入する人だけじゃないと。

○木下委員

全員加入で。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時 08 分 休憩

午後 2 時 13 分 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

休憩を閉じ、再開いたします。

質疑の方ありませんか。

○見陣委員

済みません、今の続きで申し訳けなかとですけど、加入率をアップするということに対して努力はされたと思いますが、どういうふうな努力をされたのか。もうこれ以上のアップは望めんのか。そこら辺をちょっと質問します。

○環境水道課長（土井秀文君）

加入の勧誘といいますかね、今 23 軒ほどまだ接続ができておりません。正直 20 年度につきましては加入の推進には行けておりません。前回までは組合には組合長たち、それから部落の役員さんたち、そういった方々の協力も得てですね、年に 2 回ほどでしたかね、協力してもらって回りましたけど、20 年度については回っておりません。回りましてもですね、部落の方たち、私たちだけで回るというのもできないことはなかとですけど、やっぱり部落の組合長さんたちもいらっしゃいますし、部落の方たちと一緒に回ったほうが加入、まあ説得ですか、するようなことも部落の方からしてもらったほうがやっぱりしやすいですので、この辺はまた組合長たちとも御相談しながらまた接続の加入もしていきたいと考えとります。

○見陣委員

まあ 20 何軒あるということですので、ちょっと前年度回られたと言いましたけど、そのどうですか、ちょっと何回かお願いすれば加入していただけるという脈がある、感触というか、そういう感じはどうですか。

○環境水道課長（土井秀文君）

23 軒ございますけれども、まあ無理じゃないかなというような家もあられますし、今組合長いらっしゃいますから、大丈夫ここはできるはずというところは組合長は御

存知だと思いますので、そういったところをもう一回話し合いをしながら推進していきたいとは考えとります。

○見陣委員

わかりました。

○坂口委員

担当課長、今中断しとるて言いよるけんさ、行くのをここ1年やめとるということやっけんね。やっぱり毎年さ、最低1回なっとん組合長にお願いして、区長初めお願いして、やっぱりまだ感触のあるところもあるごたってあなたも感じよるとやっけん、一人でも御足労願って入れてもらうことがしようのなかじゃなか。お願いするしか。

○環境水道課長（土井秀文君）

今御指摘のようにですね、23軒、もう一回管理組合のほうともお話をさせてもらいまして、先ほど木下委員からもありましたように、休止届等の報告等もありますので、1回組合のほうと検討させていただきたいと思います。

○山口委員

せっかくの機会ですから、そしたら23軒もし加入ができないとしたらどういう理由かというところまでよかったら23軒くらいですからつけてもらいたいと思うんですけどね。理由、加入できない理由。

○環境水道課長（土井秀文君）

その辺もちょっと個人情報等ありますので、まあ私たちのほうでも一応調べとります。それでその辺のどこまで出していいのかということもありますので、その辺もまた検討させてください。

○木下委員

当初は竹崎特別漁排についてのこの役員をつくったとすもんね、当初。5名ぐらい。しかしもうそれは竹崎の漁排が接続されて共用開始してから立ち消えになつとるわけ。ここの議会からも二、三人出とったですね。私も地元として出とったし、それから漁協長とか出とったんですよ。まあそういうことで立ち消えですけど、担当課長がおっしゃるように毎年推進をパンフレットを作成して推進促進に回つとるわけ。ことしあたりも今から先も年度末までどういうふうな状況になるか知らんけど。そして全員188軒加入で0.3パーセント報償金としてやろうと。そして組合組織をつくれというような指導のもとにその管理組合をつくったんですよ。そして当初は本来全員加入なら280千円から300千円近くの試算で報償金が出ると。そして役員も10何人町の指導でつくったわけですよ。幹事から何から代表で総会で。しかしそれも結局は接続率は80パーセント台で止まったは、それから行革でどんどんどんどん、どんどんて言ったら言い過ぎかもしれんけど、行革で削減されとるわけ、徴収報償金。今

180 千円ですか、190 千円ですか。そしたらそういった状況で役員も減らしました。二、三名。それで、下の健康広場ていいですか、何ていうかね。下の広場は。緑地広場か。緑地広場の管理まで・・・。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質問ですから簡潔にお願いしますよ。

○木下委員

はい。広場までしてもらって、そこが最初、百武町長のとき 90 千円配付してもらったとやんもんね。それでまあ運営をスムーズにやっと思ったけど、現在はそこも行革で 63 千円ぐらいかな。まあそういった状況で今細々とやってはおるけん、町の状況を見て、私はそれを上げろとは絶対言わんさ。こぎつてもろうてもよかばってん。今後推進は努力をしていきたいと。担当課と一緒に。そのように皆さんに御報告をいたしときます。

○見陣委員

決算書です。山林の 207 ページ。予備費のところですね、不用額。予備費で補正は 4 百 7 千万幾らしてあるのに不用額が 6,890 千円出ていると。この取り扱いについて説明を。そして、補正は何のためにされてこれだけ不用額が出たのか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

見陣委員さんの質問にお答えしますけれども、一応予備費というのは、当年度に余剰金じゃないですけど出た分については翌年度に繰り越す分の予備充当をやっているというような状況になっています。これ今年度も 9 月補正で決算状況について補正をやったと思いますけれども、その中で、前年度の繰越金については翌年度に回すということでですね、そういった取り扱いをやっとなりますので、余剰金としてその分が残っているという状況でございますので、そのように御理解をいただければと思っております。

以上です。

○見陣委員

そしたら毎年毎年幾らかの繰り越しをするために補正で繰り入れたりとか、補正をもっとったりとか、不用額を必ず出すと。そういう考え方でとらえてよかとですか。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

毎年幾らかずつは出てくると思いますけれども、その事業の内容とかまあ補助金が遅れて入ってくるとか、似たような状況でございますので、とにかく会計上プラスになっとかにやいかんといったような状況もございますし、その辺の取り扱い上のこういうやり方をやったということで、今後もまあ幾らかずつは金額は毎年変わりますが、こういうやり方になると思います。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

簡水の94ページ。先ほど有収率のことをこう言われましたけれどもですね、例えば今喰場を集中的に年次計画を管理計画をされとります。そこでですよ、それにかかった経費と有収率をアップした——有収率が必然的に上がると思うんですよね。前々年度が幾らであって今年度が95.15と言われたんですけどね。どのくらいの有収率の効果が出たのか、金額にすればどれくらいなのかですね。その辺の試算はできてますか。

○環境水道課長（土井秀文君）

喰場地区の給水管切替えについては、漏水をしているとか管が古いということで、年次計画で給水切替えではなくてですね、配管がほとんど住宅、民地に入っとりますので、そちらのほうの切り替えを重点的にやとります。それで、有収率についてもですね、昨年と比べましても横ばい状態です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

しかし、畑とかなんとか無造作に布設されたということを改良されているということとはわかりますよ。そういったことで、今大型機械になってね、ひっぽがしてみたりなんかしてということもしばしば聞いたわけですよ。そういった中でね、やっぱり漏水もかなりあったんじゃないかということですね、やっぱりそこら辺の費用対効果はどうかというのを検証するために質問してるんですよ。あんまり関係なかですか。関係なかていうとはすらごつないどんね。

○環境水道課長（土井秀文君）

私たちが住民さんからですね、部落の地区の方からも情報等を聞きながらですよ、最初はありました。今委員長言われるように。いきなり畑に入って機械回されてパイプ引っ掛けたというようなところが。でもそれを前もって計画等があられるところはそこのほうから重点的に配管替えを行っておりますので、有収率の数字でも出ておりますように有収率について言えば横ばい状態で去年とことしはなとります。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

山林のほうですけども、全くここ二、三年同じ文句で書かれております。ほんとうにもう伐期——主伐林齢に来たけれどもなかなか今の状況では主伐できない状況だということで、主伐計画を立てても今山林運営委員会で止めておると。主伐する状況じゃないという説明がされたとですけどもですね、じゃあ何年後にそういう状況が来るのかというのは、これもまた不透明なところですよ。従ってですね、当然雇用の創出と産業振興という二つの側面を持っておるわけですので、ここは雇用を守るためにはどうしても仕事をつくっていく、そういった中で今政権交代で温暖化削減の25パーセントというのは大胆な数値目標を掲げられましたけれども、そういった意味か

らなかなか追い風になってくると思うんですよね。町有林も1,500ヘクタール余りになりましたのでですね、まさに優良材というのは確かに用材として今後利用せねばならないと、いうふうに思うんですよ。もう一方では、その間伐という事業が非常に上がりますけれども、これはもうほとんどが山に切り捨てなんですよね。まあ利用間伐も幾らかされとりますけれども、ここを何とかそのプラスアルファの利用、再利用というのはできないのかというのはですね、今後の大きな太良町の課題だろうと思うんですよ。それこそがやっぱり産業振興、町づくりに貢献するような可能性を持ってるんじゃないかと思えますけれども、その点について担当課としてはいつまでも材価が上がるのを待つのか、もう一つそういった仕掛けをするのかですね、ここらもう見極め時に来てるんじゃないかなという感じがするわけですけども、その点についての私見でも構いませんけれどもですね、どのような考え方を持っておられるのかなと。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

私で答えきるかどうかわかりませんが、基本的には山林運営委員会を開催して御意見を伺って、その後多良岳材の生産販売を森林組合でそれにも出席をしてですね、言われるように経済対策の一環として雇用促進もできるしと。そして多良岳材ブランド材、これをやっぱり1年でできるもんじゃないと。粘り強く計画的に毎年毎年市場のほうに出荷して、銘柄を確立することも大事じゃないかという面もございます。また、そのときにはいろいろそのモデルハウスのこともしてPRをしたりとかなんとかしてという御意見も伺っていますので、そういうふうな形で守りじゃなくて攻めのあれをそろそろ計画的に。今回山林運営委員会で若干そのしばらく材価の動向を見極めてしたほうがというのですね、予想以上に材価が落ち込んだという状況で、先ほど来からいろいろこう来年の見通しもちょっと今のところわからんというふうな状況で、今は売れんやろうという一時的なストップがかかったわけですね。それでも運営委員会では今後の動向を見極めながらということで、条件付きながら見送ったという可能性ではあつとですけども、思うようにはやっぱり回復しとらんという経緯がございましたので、言われるとおり、表裏、表裏を見越して今後は運営を施行計画なんかを関係団体等の意見を踏まえてですね、また上司の指示を受けながらやっていきたいなと考へとります。

○山口委員

今運営委員の話出たんですけどね、どうですか、運営委員会年に数回ていうことは2回ですかね、2回か3回ということで、やはりそしてまた少ない運営委員でもありますしですね、やはり長期病気という方が一人運営委員の方がおられますよね。出席が約1年できてないという方が。どうですか、そういう少ない人間でありますので、

やはり意見をしっかりと聞きたいということで休暇願いと何か出てますかね。大川内の人と思いますけど。

○農林水産課林政係長（大岡利昭君）

休暇願いじゃないですけど、一応本人さんはこういう病気の状態だから辞退したいということでございます。ただ、これはまだ上司のほうとは話をしておりません。まだ一応任期が今度の5月、来年の5月までありますので、何とか5月までは続けていたいただきたいということで考えとります。その後についてはまた、選考については上司のほうと相談をしながら対応をしていきたいというふうに考えとります。

以上でございます。

○山口委員

ということで、なかなかやっぱり厳しいですし、市況ということを見ながらの販売、運営ということで厳しいと思いますので、やはりその辺は前回の人も物すごく山関係には詳しい人でありましたけれども、やはりその人に引けをとらないというか、ある程度のただ運営委員じゃなくて、やはりある程度そういう知識の、材木の生産だけじゃなくて販売知識の広い人が誰かおったらですね、やっぱりもうそろそろ年が明けたぐらいにはこの人がいいんじゃないかというのを誰に頼むか執行部で見つけるのか、そういう順序をしていただければ最高の人が見つかるんじゃないかと思うんですけどもね。よろしくお願いします。

○町長（岩島正昭君）

これは山口委員からもお話がありましたとおりに、山林運営委員会も大体年に1回ですけど、2回した経緯がございましてけれども、素材が安いということで何か付加価値を付けて、例えば素材が立派なというか、無節については市場の出荷で2面無節とか1面無節については、できれば町内で製材をして、そして格安で地元のほうに安い単価でお上げすればという話もあつとります。だから今から先はそこら付近まで素材によってはそういうふうな再利用でできるだけ地元の人に販売をやるということと、もう一つは、多良岳材で太良の山林の宣伝で無節のよかとで家を建ててそれを販売すればというふうな話もあつとります。だからそこら付近も今後煮詰めて、安か安かじゃ話もならんけんですね。主伐の時期も来とるもんですから。そういうふうな検討もしていきたいと思つとります。今ちょっとこういうことを言ったらいかんですけど、今山口委員からちょっと話のあつたんですけど、山林運営委員さんは割と高齢者の方が多かたですよ。議員さんたちは別にして。だからそこら付近もある程度やめんさいては言われんですけど、切り替えである程度若返ってもよかとじゃなかかなと。新しい考えを持った人でですね。そこら辺の人選もするか、あるいはあとプラスして何人か追加していろいろ今度協議をするのか。再度次回の時点でそこまで協議したいと思

ます。

それともう一つよかですか。これはできるできないは別として、私の考えだから聞いてください。結局もう今製材所も皆さんたちも御存知のとおり蕪岡さんもおやめになった。下津製材所も後継者が皆さん御存知のとおりです。あと食場さんですたいね。これは森林組合で一括して製材までどうにかできんやろうかと。森林組合で雇用してよかけんですよ。だから生産販売まで一括して将来的にそういうふうな体制はできんやろうかなという構想は持っとつとですけど。そりゃ急じゃなかですけどね。将来的にはそういうふうなシステムを。だからそこで雇用をしていけば。これは地元の製材所の方たちとお話をしていかにゃいかんですけどね。

○坂口委員

それじゃその、国保についてちょっとお尋ねしますけれども。国保あたりの財源が底をついて前年度に繰り越して支払うというような状況の中で、今後太良町の国保についてどのような担当課が考えを持ってこれを運営しようと思っとるのか。なかなか今の状況で値上げとかなんとか非常に厳しいような状況であろうと思いますので、よ、どういう考えをまず持っておられるのか。お聞きします。

○健康増進課長（松本 太君）

今坂口委員から御質問がありました国保財政の件でございます。確かに国保も基金を取り崩して運営をいたしとります。平成20年度の年度末残高は82,000千円ほどございまして、もう21年度も82,000千円から取り崩し60,000千円ということで40,000千円ほどの残しかないということで、確かに厳しい状況でございます。この件につきましては、ことし3月9日の日に国民健康保険の運営協議会が開催をされております。当然その中でも今後の見込みについて協議がなされておりました、中身といたしましては坂口委員言われましたように、今のようなこの景気の状況の中で率を上げるのも非常に厳しいのじゃないだろうかとということで、そういうような意見が出ております。しかしですね、やはり国保に加入されてる方の負担金というのは医療費のあれに跳ね返ってきますので、当然自己負担も必要になろうかと思っておりますので、ちょっと率を上げていくと。今後期高齢の支援金まで入れて11.3パーセントの税率でやってるわけなんですけども、ちょっと上げていかないと厳しい状況じゃないかと思っております。この件についてはですね、運営協議会、あるいは上司とも十分協議をしながら今後どういふふうにもっていくか研究をしていきたいと思っております。なお、御存知だと思いますけれども、2013年度ですけれども、今後期高齢者医療が始まったばかりでございますけれども、4年後には政権が変わりまして廃止をされるということでございます。この後期高齢者医療をじゃあどうするのかと。そういう議論が今からされていきます。ですので、これがどうなるかがわかりませんので、この辺も改正に響いていくんじゃない

いかなと思っておりますので、最悪の場合はもう町からの繰り出し等も必要になってくるんじゃないかとは思っているところでございます。

○坂口委員

今そういう状況で、後期高齢者もそうやって今あなたが言われるようにその廃止するというような状況の中で、これがまたこっちに戻ってくるということになれば、非常にまた負担がかかってくると。そして特にことしあたりは新型インフルエンザあたりがですね、今のとどここまであるかわからんですけれども、ちょっと太良町あたりも蔓延するというような状況になればですよ、それこそ即三、四千万の金が飛ぶわけですから、そこら辺の対応も、今幾らかあるけんそれを取り崩せばそれでよいかも、足るか足らんかわからんばってん私は。そういう状況の中で、そこまで先の見通し、ことしあたりのインフルエンザの見通しあたりも見極めて、どがんすっかこがんすっか上司とて言いよったら間に合わんようになる可能性もあって私自身は感じとばってんが。その辺のところの早めに対応しとかんと、どうなるかわからんたい。そんないそこら辺も含めて早めに対応というかしとかんばいかんとじゃなからうかなて私自身は考えるばってん、その辺はどがん考えると。

○健康増進課長（松本 太君）

確かに坂口委員おっしゃるとおりでございまして、特に新型の場合は急遽入ってきたという格好ですね、ある程度は医療費が伸びるんじゃないかと思っておりますが、この辺は推移を見ながらしていかないと、ちょっとうちとしてもどうしようもないと思いますので、まだ研究をさせていただきたいと思います。委員長それからもう一つよかですか。昨日の続き。

済みません、ちょっと決算とは関係ないんですけれども、昨日議長のほうから新型インフルエンザの助成についての質問があつりまして、町長のほうが答弁をいたしたところでございますけれども、内容についてもう一回確認をいたします。町長のほうがですね、臨時議会かあるいはもう12月議会でも補正をしてと申されましたが、この件はですね、今度の新型インフルエンザのワクチン接種で、今優先順位でずっと注射をしているわけなんですけれども、国が非課税世帯とそれから生活保護世帯を補助をすると、そういうことになつります。それで、その分の費用を一応町のほうで予算を組んで、そして後で払うと。全額国から入ってくるというシステムになってますので、約9,500千円ぐらい必要です。今の試算ではですね。その金額を一応補正で上げるということですので、新型の助成ではございません。なお、新型の助成も昨日話されておりましたけれども、今の段階ではっきり言ってワクチンがわかりません。優先接種者をずつとしていくということになればですね、どこまで行き渡るのかわからないということで、助成をしても不公平感が多分出てくると思います。うちもし

たかったばってんされんやったとかですね。そういうちょっと見えない部分がありますので、この辺をちょっと今からの推移を見ながらしていけないといけないと思いますので。今度の議会関係には助成は出そうとは思っておりませんので、確認のため申し上げます。

○坂口委員

そがんとは別にせろとかなんとかなくしてね、そういうことはある程度わかっとなるし。我々健常者が来年の5月じゃ6月じゃていうたら、もう新型インフルエンザ終わっとなる可能性も十分あるわけやっけんが。そこら辺は十分わかって言いよるわけやっけんが。そういう中で、できればそういう不公平感があつたりなんかするとき、別にそれをやめてしまえば済むことやっけんね。ただこれが来年再来年と続いた場合のことで一年、例えばことし一年で終わる場合は、それはそれで不公平感とかなんとかいろいろ問題のあるばってん、今後の対応としてそういうことも頭に置きながら考えていただければと思います。ただそれだけです。

○健康増進課長（松本 太君）

そしたら今委員言われましたとおりに、今後の推移を見ながら上司と相談をしながら研究していきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑がないので、質疑を終了します。

これをもって、全議案の審査を終了いたしましたけれども、見落としの点があろうかと思しますので、時間を限定して総括という形で審議をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、そのように取り扱いさせていただきます。

入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後 2 時 45 分 休憩

午後 3 時 再開

○決算審査特別委員長（末次利男君）

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

総括質疑

○決算審査特別委員長（末次利男君）

一般会計並びに特別会計の総括質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

質疑に入る前に農林水産課長から訂正の申し入れがあつとりますので。

○農林水産課長（佐藤慎一君）

申しわけございません。行政実績報告書の78ページをお願いします。①事業費（ア）総務費の中の公有財産購入事業、山林購入でございませけれども、括弧書きのですね、年度を誤って掲載しております。平成21年度を平成20に。平成22を21に。平成23年度を平成22年に御訂正をお願いします。

以上です。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑の方ありませんか。

○木下委員

先ほど建設課長にお尋ねしたんですが、建設事業として21年度で23件ぐらいあったという状況ですが、以前はね、課長は飛び越えて町長にきさん行ったりしよった実績があるとですよ。陳情に。そいけん今はそういったことは全くなかでしょうもん。どうですか。

○建設課長（川崎義秋君）

建設課のほうに陳情書とかは持って来られとります。今はそういう状況です。

○木下委員

やはり時代は変わりましたがね、やっぱり各地区から例えばおたくのほうに陳情に来ると。そして必要であれば町長にき行くと思います。そういったときにね、やっぱり私は前の百武町長にも私の意見を言いよったとですけどね、「ああよしよし何とかする」じゃなくしてさ、やっぱり税の担当とか、国保の担当とかをちょっと来てみんかいと。「ぎゃんしてある地区から陳情に来とんさっとな。」そりゃ陳情するのは町民の権利として陳情するさね。「来とんさっとなどがんかい、収納率は。」とか。そういったことを聞いて、事業をもう少し収納率あたりを意識をつけんさいと言うたことがあります。私はそれは大事と思うわけ。例えば私が区長でこう行つたと。そういった場合に担当課の国保なら国保、税なら税の担当課長を呼んで「ぎゃんして区から来とんさっとな、ここの地区の収納状況はどうか」と。そんならやっぱり町民の権利としてね、やっぱりその陳情はしますけど、今度は町民の義務として義務も果たしてもらいたいと。納税もしてくれんと、議会ではとてもやかましく言うてすつてにやいかれ

んですよというぐらいの今後は絶対そういったことも必要と私は考えるわけですが、その辺について町長御答弁をお願いします。

○町長（岩島正昭君）

それはもう私事を言っただけでこの場でなんですけれども、当時私が建設課長当時に真っすぐ行って、そりゃよかしてやるということで、町長がこういうふうにしてやるてやったけんすぐにしてくれんばばいと、区長さんたちの経緯がございます。予算もなかとをしてやるて、されんですよて。してよかけんて言いよらすけんせじゃというふうな経緯がございますから。もう今は絶対私に真っすぐ来てもらわんで、まず課長のところに行きんさいと。どうしてもあいなば課長と私と一緒に会いましょうと。いうことで、応接室を利用して受付というふうな状況です。

○木下委員

今町長が申されたように、おいが町長やっけんて言うて、せじゃというようなことも私も聞いたこともあります。おってですね。そういうことで、やっぱりこれはもう全員課長さんでも議員の皆さんでも自覚をしてもらうとは良いと思って私は声高らかに言いよるわけですけどね。町民の権利としてそりゃ町長や行政に要請をしますよ。ああしてくんさい、補助を出してしてくんさい、なんしてくんさいと。そしたらあなたは権利として主張はしよるけど、果たして義務は果たしよるとかいとか。そういうことも必ずやってもらいたいと思うわけ。そしたらやっぱり区長さん初め行政区でもね、ぎゃんことを言うて、何もかんも陳情に行ったらここは成績が悪かけん相談もされんばばいと、というような意識付けをせんことには、やっぱり収納率は上がってこんと。私はこういうように自覚をしておりますので、ひとつそのように取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

○見陣委員

議会費のことですけど、来年度からこの決算委員会を12人全員でやりたいということですので、そういう方向性で進めたいと思います。しかし、予算とかなんとか関係もあるでしょうから、事務局どうでしょうかそこら辺。

○議会事務局長（寺田恵子君）

9月の議会の議運の時にそういう話があったのでですね、来年度議員の皆さん全員で決算委員会を開催したいというふうなことがございましたので、予算として報酬のですね、費用弁償の件もありますので、これも財政のほうにうちとして予算要求をしていきたいと思います。

以上です。

○見陣委員

そしたらあと3人残ってるですけど、そこら辺ちょっと計算して幾らぐらいになりますか。

○議会事務局長（寺田恵子君）

約16千円ぐらいの増になるかと思います。

○見陣委員

事業報告書の37ページ。定住促進事業費補助金、20件の24,750千円。これについてですね、この執行されたことについての何ていうですかね、枠じゃなかった、された種類で言うですかね。どういう、例えば町外から来られた方何件、どういう理由で建てた何件でいうのをちょっと説明をお願いします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

20件のうちですね、町外から転入された方が3人です。3件ですね。あと17は町内の方の持ち家の奨励金です。同じく20件の分類として、新築が16件。既存の家屋を購入された方が4件でございます。転入された3件の方は、2人家族が2件。一人世帯が1件ということで、子供さんはいらっしゃらない家庭でありました。

以上でございます。

○見陣委員

町外が3件と。町内が17件と。それは新築いろいろあるということですけど、町外が大分少ないようですけど、これについて、これから対策として町外にどういう発信をしていくか。そこら辺はどうですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

もちろん町内の方には広報等で随時情報をやっとりまして、町外の方が情報の目に触れるようにホームページのほうに掲載をしまして、年に数回程度問い合わせ等がございます。特に町外に住んでいらっしゃる方にPRというのは現実になかなか厳しいものがありまして、日本全国どこに住んでおられる方が太良町を御所望というのはなかなか把握できませんので、ホームページで紹介をしているところです。

以上でございます。

○見陣委員

町外の発信は難しいということですけど、一応ケーブルテレビなんかもあると思うんですけど、それらも放送されてるかとは思いますが、時間帯も考えてですね、そこら辺で一番見る時間帯が多いという時間帯、そういう考え方をして発信をしていたらと思うんですけど。そしてこれについて町内の材木ですね、前も言うたと思うんですけど、材木の値段も厳しいと、しかし主伐もせにゃいかんともあると。そ

ういうところで町内の木を太良町材を使えばこれだけ安くなりますよとか、これだけの部分を補助しますよとか、そういうことはちょっと今のとこどうですかね。計画していますか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

今現在の定住奨励金につきましては、町内の業者を使った場合は500千円ということで、昨年の20件のうちに9件の方が町内業者を施工業者として使っていただいて、1,500千円ずつの助成をいたしとります。そのほかに太良町材をですね、太良の木を使った形の助成はということで御質問ですけれども、それも昨年一昨年あたりもそういう御議論をされたと思うんですけれども、現実的にそれがすべて太良の木だというふうに証明するのがなかなか難しい技術的な面もありますし、その辺は具体的に今どうこうという議論までは至っておりません。ただ、佐賀県産材を使った助成については、県の農林サイドのほうでですね、利子補給の形で助成制度が若干あるとお聞きしていますけれども、あんまり利用は少ないというふうに一応県から一度お伺いをしております。

以上です。

○見陣委員

町内業者20件のうち9件ということは、まあ建てる人がいろいろ考え方ありますと思うんですけど、ちょっと少ないかなと。これから先、もうちょっと町内業者を使う方法をしていただければと思うんですけど。それで、太良町材を使うのは難しいというのは、今製材所は多良、大浦合わせて何件かしかなかけんが、その製材所とコンタクトを取りながらすればできないことはないんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり難しいですかね。どうですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えいたします。

各施工業者さん、町内、町外に限らずですね、そこで木材をどういうふうな銘柄をどの部分に使うかというところまで行政で把握しきれないというところもありますし、この辺は施工業者さんがどのように木材の供給をされているかですね、木材の供給ルートはいろんな供給ルートがあると思いますので、その辺まではちょっと行政として把握できてないというか、技術が無いというのが現状の正直なところでございます。

以上です。

○平古場委員

学校教育課のほうにちょっとお尋ねをしたいと思いますが、62ページ。三里分校の生徒数は載っていないんですか。三里分校。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

62 ページのほうの学級編成の状況かと思えますけど、小学校のほうに中尾、三里分校を含めております。

○平古場委員

何名ですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

6名やったかと思っておりますけど。平成20年度ですね。

○平古場委員

当然ですね、平成20年度は太良町内でも60名しかいないということで、この三里分校も大変厳しくなると思うんですけど、この前多久に行ったときにですね、廃校になって本校に通うようになったということで、その委員会をつくられて、その委員会の会長に教育長自らが立ってされて、議員はなぜかその委員には入ってなかったということで解決がついたということで、視察に行ったんですよ。ですからそういう今後のことはですね、何かそういう議論はされているのか。教育長はいないですから、お尋ねします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

多久の件でしょうか。

○平古場委員

多久に研修に行ったときにですね、どうしても話がつかないから委員会を設けて、その委員会の中に会長として教育長自らが会長に立って、そして部落の方とも話をし、廃校になった経緯が、説明があったんですよ。議員は一人も委員の中にはいなかったということで、そういうふうなやり方もあるから今後ですね、どんな計画をされているのか。このままでずっと行かれるのかですね。ちょっと不安やったけんお尋ねいたします。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

多久のほうは相当な面積、地域性がございまして、あちらのほうはずっと前から統廃合、中学校一つというようなことで統廃合を検討されておったようでございます。我が太良町におきましては、中学校区が2校区でございます。多良と大浦でございます。そして小学校が一つ、多良に一つ、大浦に一つですね。そういった関係上ですね、多分多久のほうとはちょっと地域性がございまして、何ていいますかね、まず第一段階の統廃合ですね、次の段階で第2の統廃合というようなことを計画されておったようでございます。太良町におきましては昨日も質問がございましたけれど、一応学校教育環境整備検討委員会というようなことで委員会を設置させていただいておりますので、そちらのほうでまずたたき台をしていただいた後、協議していくというよう

なことで教育長は思っているかとは思っております。

○坂口委員

まずその検討委員会あたりをせっかくつくっとつとやっけんね、その中でこの三里分校の統廃合の議論が出たかどうか教えてくれんね。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

その時には全般的な協議をしていただきました。まず大事なものは安心安全な環境が大事だということで、耐震化を早急に進めてくださいということでございました。次に統廃合の件はその耐震化が終わった後ですね、生徒の動向を見ながら検討委員会で協議していきたいというようなことでございまして、中尾分校につきましては委員長さんおられますけれど、地域の方がいろんな協議をされて、地域の方から小学校本校のほうに合併というようなことでされております。三里分校につきましては、私のほうに情報が入ったのは、2回ですね、PTA関係で協議をされております。結果を申されたのは、今の状況では半分半分というようなことでございました。一応そういった状況でございます。

○坂口委員

三里分校に我々総務委員会で行った折に、父兄さん含めて話をしております。そういう中で、今後中尾が廃校になって、三里についてもここ二、三年のうちに最終的にはそういう状況になりますよということを私ははっきり言いました。そういう中でね、あなたたちは検討委員会じゃいなんじゃいつくつとるばってん、そこまで含めてやっぱり検討して、我々は最終的にはやっぱり、太良町はそがんとを一つ持つとるだけでも結構経費がかかるわけでしょ。年間どれくらいかかるのか後で教えていただければよかばってん、わざわざ一つ残すことよりも、我々は中に入るほうが良いという考え方で、多分そのくらいの話はしてきとると思えます。そういう中でね、少しは目途を、例えば何年ぐらいとか、少しはそういう目途も付けながらあなたたち考えていかんぎとさ、何十年経ったっちゃ先に進まんたい。そいけんやはりそこら辺は、教育長は今日おらんけんがとぜんなかく昨日言いよつたとばってんがね、そういう状況の中で、やっぱり自分たちもさ、教育委員会、検討委員会も目標を持ってさ、5年以内にはびしゃっと整理しますよということもやっぱり言うべきことは言わんぎとね。いつまで経っても進まん。そこら辺も次の検討委員会のメンバーは誰か知らんばってんさ。そこら辺も含めてそういう問題が出たということもはっきりと言うとつてくれんですか。よかですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど申しましたように、中尾分校のほうに統廃合というようなことで、三里地区におきましては2回というようなことでPTAのほうで協議をされてございまして、意

見が半分半分というようなことをございます。先ほど坂口委員言われましたように、11月に検討委員会を開く予定をしておりますので、その中で十分お話をしていきたいとは思っております。

○坂口委員

昨日耐震の問題です、大浦小学校の耐震のことをちょっと言うたばってん、我々はその大浦小学校が地域の今後の生かし方、建物を新しくつくとかなんとかの後で、ちょっと少し情報をもらいました。そういう状況の中でね、あくまでも大浦小中が小中一環校じゃなからんばいかんという考えは持ちませんので、太良町にとって方向変換も必要なわけです。民主党も変わったようにね。太良町にとって我々本当は中学校同士が一番人間も少なかし、部活あたりも考えとるし、そういうとも含めればそっちのほうの方がベターかなと。小学校は小学校で一つ残してもよか、結果はどうあれですよ。そいけん太良町のため、太良地区のためになるとなら、いろんな方向——私は昨日前のあれと違うじゃなかかとね、前の百武町長のときは、中学校に併設するというようなことで体育館あたりをつくったわけですね。しかしそういう結果があったもんやっけんあんくらい言うたばってんが、要するに将来、例えば大浦地区とかなんとかあなたたちもいろいろ考えとるごたっけんが、その辺がやっぱり早めに取り壊すなら取り壊して、つくる方向ならつくる方向です、そして将来的に良い結果をもたらすようなことであればですね、町長、その方向に進めてもらえばね、我々だって、議員だってその辺は十分わかってね、協力するべきは協力するというようなことですので、その辺について早めに結論を出していただいて。方向性を示さんで、ただこうというような格好であれば、やっぱりいろいろ議論が出てくるわけですよ。前のことから出てくるけんですよ。いろんな問題が出てくるわけですから。当時はそうやってつくつとるわけですから。そいけん方向変換は方向変換で結構ですので、その辺も十分考えながらつくるならつくる、早く対応をしていただきたいと思えますけれども。担当課が言うか、町長が言うか。

○町長（岩島正昭君）

まず私の考えでは、以前そういうふうなことということでございますけれども、地形的あるいは学校の位置的に考えて、まず併設は無理じゃろうと。中学校統一がベターじゃないかと思えます。その件については今後ある程度方向付けをですね、あくまで私の考えですけれども、そういうふうな教育委員会等を開いて方向付けを早急に、これはもう昔から、今始まった問題じゃないですけんね。方向付けをピシッとしてそして、今皆さんたちが言われるように、方向付けをすれば、あそこが新築にしようがなんしようが皆さんたちからいろいろ意見は出てると思うですもんね。だから方向性をこうしますというのをまず早急に決定したいというふうに思えます。

○山口委員

実績報告書の55ページ。祐徳バスの代替ですね、この料金ですけれども、今町長も申しましたように、中尾分校、そしてまた学校の統廃合とか、いろいろ問題が出てきます。いずれ少子化というのもこれだけは太良町の少子化スピードは物すごく高まるんじゃないだろうか、幾ら対策を練っても。そういうところを考えた場合はですね、幼稚園ももちろんこの問題も出てくると、こう考えるわけです。そうした場合、一番問題に、どうしてもそこを避けて通れないというのが通園、通学、これになるわけですよね。そうした場合は、このバスそのものをそのまま残すのか、町でして民間にするのかどういう形にするのかそれは別にしても、この問題が解決しない限りは学校、保育所、三里分校、ああいう問題も解決しないんじゃないだろうかと思っております。こういう検討委員会をつくるんだったらこれも含めてですね、こういう交通網の整理、これも含めてずっと話を平行に進めていただきたいと思います。というのは、私高森町というところに行って、端から端まで車で40分という、ちょうど地形は太良と似てるんですけど、あそこは産交バスがもと入って、町営でやるということで町民バスというのをやって、再度委託ということでまた産交バスの会社がそこを委託で小さいバスを走らせてるといって、そして「大変ですね」と言ったら「いやもう慣れましたからいいですよ」と言われたんですけども、そこでなんでかなていったら、病院も役場も行く時間は、このバスというのが走ってくれると。そのバスで行ったら病院が開いている、帰りはこのくらいのバスでいうか、もう少し町でした場合は時間の変更もできるし、農繁期、農閑期含めてもう少し柔軟な対応がサービスができるんじゃないかと思っております。そういうものを含めてやはりその三里分校、これもやっぱり一番意見が半々に分かれたて、もちろんだと思っております。小学校1年生から本校まで来るといってはこれはもちろん大変だし、そこにあるのは交通だと思っしですね。その辺も含めてバスもすぐ結論が出る問題じゃないと思いますが、どういうふうにしたらどうなるのか、どのくらいの経費がきて、経費、祐徳バスさんにこの7百何十万やっとなら、それだけじゃなくて、もしバスを走らせたなら三里分校が閉校で地元の人を説得をできたとなった場合、そっちの相乗効果のほうがこれよりも大きいかわからないということもありますからですね、その辺も考えて、検討委員会をするんだったらそういうふうなとも別ですか、何かしてこのままいかにやいけないのか、何かできるのかですね。そういうのをちょっと模索していただきたいと思いますけど、どうですか町長。

○町長（岩島正昭君）

小中学校の統廃合になった場合はそういう検討も必要と思っております。

それともう一つ。るる三里分校の話が出てきますけれどもね、これは中尾分校と私

から言えば同時にできればできんやっただとかと。というのは、大体分校もそもそもあ
あいう分校ができたのは、昔こういうふうな交通網が発達せんで、学校までは1時間
とか何時間とか歩いて行きよったから、たまたま小さい子には無理ということで分校
ができた、発足したと思うんですよ。今はほとんど山間部の方もお父さんお母さんも
勤めですから、朝出勤するとき乗せてきて学校に降ろして、また帰りは乗せていく方
法もあると思うんですよ。交通体系は。だからできるだけそこら付近を地元の皆さん
たちも話をして、やっぱりそういうふうな分校があればあるほど管理がいるけん、維
持管理が。だからできるだけそういうふうで本校に登校したほうが良いというのと、も
う一つは、今学校が親の虐待、子供のいじめ等があります。小さい1年生から同じ学
校生活を送っとればそうじゃないんですけれども、何かそこら付近が一人ぼっちで溶
け込みえんていうごたつの学校の3年生か4年生で全校の中に入ったときにいじめ
等々が出んか、そこら付近も懸念されるわけですね。だからできるだけそこら付近の
話をして本校のほうに行ってもらったほうがですね、そういうふうな話も必要じゃな
いかというふうに思いますので、そこら付近を兼ねて今後委員会の中でお話をしてみ
たいと思います。教育長とも話をしときます。

○山口委員

課長、委員会で半々ぐらいの意見という今説明だったんですけれども、半々という
のは地元の声の半々なのか、委員さんの声、考えが半々なのか。それとその委員さん
はどういうメンバーがなられているのか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

先ほど言いました半々は、PTAのほうですね、地元の方がお話をされたときの意見
が半々という意味でございます。

それから検討委員会のメンバーは12名でございます。まず、多良中学校校長、大浦
中学校校長、そのほかは中学校のPTA会長ですね。それから学校評議員と元学校評
議員の方たちが入っておられます。

○山口委員

やはりこういう問題になったら、教育関係ももちろんこれも大事だと思います。しか
し、やはりこれは財源が一緒についてくるものですから、やはりそうなった場合は区
長会とか、大きい太良の組織の人たちも何人か入れてですね、教育関係ももちろん大
事だと思いますが、そういうふうなメンバーを入れ替える機会が次の会あったならで
すね、そういうふうな大きい視野に立った人たちを何人か入れての話を続けていただ
きたいと思いますが、どうですか。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

そのメンバーの方には区長代表というようなことで入っておられますけれど、どう

してもまず厳しい数字とかあったもんですので、最初は役場の課長さんたちのほうで入っていただきまして、いろんな数字を出させていただいて協議をしてもらっております。この次の段階で、今検討委員会というようなことで先ほど申しましたメンバーの方たちで協議をしてもらっておるところでございます。今後というようなことでございますけど、今の時点ではそれで行きたいと思っています。

○山口委員

課長さんたちもメンバーに加わったその時の内容ですね。どっちという意見が多かった。ただそれだけで良いと思うんですけども、どういう雰囲気だった。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

ちょっと3年ぐらい前やったもんですのでよくはちょっと私も記憶はしておりませんが、一応今までの太良町の歩みですね、昭和年代からの人口の動向、それから年代別の統計と、そういったこと。それから交通面も出ておったと思っております。これは通学関係のバス利用ですね。そういったことで、今後のですね、今までの3千人、2千人、今現在千人ぐらいに減少して、この推移で行きますと各学年1学級になるというような予想ですね、そういったこと。それから、分校で要っている経費面ですね。年によって違いますけれど、一分校あたり2,000千円ぐらいですね、それに伴います地方交付税の参入基礎が、ちょっとこれも年々違いますけど、約10,000千円ぐらいということで、そういった全般的なことをお話させていただいております。

○山口委員

やはり太良町約年間に120からもう少しですかね、人口が減っているわけですよ。そうした場合、じっと考えてみますと、5年間ぐらいで伊福部落が一つずつ減っていく、5年間に一つああいう部落が減っていく、こういう計算になります。だからこの問題は必ず避けては通れない問題ですから、今課長が申しますように維持費、あるいは全部含めて出させていただいて、どうするかという、1年で解決できないかもわかりませんが、将来に向けての大きいこの方向付けというのができればということで、なるべくこの早く委員会あたりを立ち上げて、一つでも将来の展望に向けてですね、計画を立てていただきたいと思います。どうですか、副町長。その辺は。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほどから町長も申し上げておりますように、やはり各委員さん方と、それからまた町の先ほど言われました課長ですかね、早急に方向付けをしてということでございますので、すべて含めて、そして山口委員と言われるようにそのバスの問題まで含めてですね、トータル的なやっぱり検討をしていかんといけないというようなことは考えておりますので、委員会のほうに今後どういうメンバーでまたされるかわかりませんが、そういったことはお話をして、うちのほうの決算委員会の中でこういうふ

うなことが出ているわけですから、教育長のほうにもそういった話が出たですよというように伝えてもらってですね、トータル的な検討をやっていかなきゃいかんというようなことで考えております。

以上です。

○所賀委員

基金の問題に関連してくるとじゃなかかと思うとですけど、太良町スポーツ文化振興基金というのがあります。今年度はその中の基金を積み立てたという経緯がなく、利息だけになっているわけですけど、特にスポーツ面でいうたときに、大きい大会、国の大会、あるいは県の大会あたりに代表で行ったときに何らかの表彰といいますか、激励賞、敢闘賞といいますか、そういったことを含めたような意味も込めてこの基金条例ていうのがあつとですけど、1条から6条まで。社会体育及び文化の振興を図るためという欄があつとですが、この辺の条例をもう少し考えていただくわけにはいかんかなというふうな感じがすつとです。平成5年の3月31日に同年の4月1日から施行されていますけど。今度の県民体育大会あたりを見ても、例えばユニフォームがばらばらだったりとか、軽く済むようなところがありましたらですね、頑張ったチームあたりには見返りていうのは変な言い方になりますけど、何かのそれなりの優遇をしてやれば、よし次は頑張ろうかというような意識も出てきそうな感じもすつとですけど。町長いかがですか。

○町長（岩島正昭君）

ユニフォームについてはちょっと私ソフトボールを見せてもろうて、太良の女子のソフトボールと嬉野がぴしゃっと女子のユニフォームでもころっとしとるわけですね。太良はずんだれてほんなこてなんかいという、そいけんユニフォームていうとは、来年開催地ですからそこら辺は何かこうせにゃいかんと思います。ただ、優勝とか準優勝等の表彰等については、何か打ち上げじゃいなんじゃいしよんさるでしょうが。県体で。（「自費です」と呼ぶ者あり）自費ですか。そこら辺金一封で考えてもよかかになてそういうふうにあります。

○所賀委員

やっぱり最近の動きを見ても、出んばんとやったら出じにやていう形ですね。活気があって出よるてはあえて言いませんけど。頑張ればやっぱりしまい祝いの金一封なつとんくるよにゃとか、いろいろあればそんだけ頑張る気持ちが変わってくるとじゃなかろうかと思います。やっぱり応援に行つとつても町長も見られたと思いますけど、やっぱり太良町が勝ってくるつぎと嬉しかて感じるころもあるし、応援しがいもありますのでですね、考えてやってもよかとかなていう気がします。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副町長（永淵孝幸君）

実はですね、昨日山口巖委員から文化、スポーツの文化の関係でですね、ちょっと場所が違うからということで後だってということで、例えば珠算大会で全国大会に行ったごたつときはどがんかつとか、出されんとかという要望が出とったその関係の答弁をちょっと担当課から今日来ておりますので、答弁がちょっと委員長いいですか。

○山口委員

実はですね、今言ったのは所賀委員さんはもちろん大事だと思います。しかし体育じゃなく文化面というのは、あんまり表面には出てこない面ですよ。部屋の中で大概やるもんですから。そうした場合、昨年度あたり、大体大浦中学校は以前からこのそろばんというのは今時珍しいというか熱心というか、物すごく成績が良かったわけです。そうした場合、ずっとして今回も九州大会行ったわけですよ。そして九州大会で優勝して全国大会は個人で行っております。そろばんの場合も個人と団体というのがありまして、団体は九州で何位かになったと思うんですけど、優勝できないということで。そういう例がずっと今まであってるわけですよ、文化面でも。しかし、この場合は落ち度じゃないと思います。というのは、太良高校で高校が町外というのもありまして、なかなかそういう良い成績を出しても情報が入ってこないということだったと思うんですけども。やはりせっかく太良町ですからですね、情報網を張り巡らさせるか、何かこういうことがあったらお願いしますと連絡をとっとけばこれは簡単に出てきたと思うんです。こういう情報が入ったと思うんですよ。課長、ですね。だから、その辺も含めてですね、こういうせっかくの機会だし、小さい子供ですから大した経費もかからないわけですよ。ただこう呼んで町長さんと一緒に写真を撮るか表彰するかですから。しかし、この小さなことがですね、子供の将来に大分ためになるんじゃないかと、こういうふうを考えるわけです。そしてせっかくこういう大会ですし、一生に一度のことでもあるし、次の機会からは知らなかったじゃなくてですね、やはりそういうことがないような何か処置というか考えを持っておられるかちょっとお聞きしたいんですけど。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

大浦中学校の子供ということでございます。昨日やったですかね、副町長さんのほうから連絡が入ったものですので、一応学校行事としての大会があっておりませんでした。それで校長先生、教頭先生の話では、多分ほかの関係の大会かなということでございまして、そこら辺ちょっと調べてみますということやったです。学校教育につきましては、義務的経費ですね、この分につきましては、一般会計では予算のほうで対応しております。義務的経費以外はちょっと対応しておりません。例えば中体連の延長で九州大会、全国大会ですね、そういったものは補助を出させていただきとりま

す。それで、学校以外のほうの主催はちょっと対応していないのが現実でございます。

○山口委員

ちょっと何か勘違いされると、佐賀商業とか鹿島実業とかで行ってるので、太良でどうのこうの県立高校でどうろこうろしてくださいという意味で私は言ってるわけじゃないんですよ。せつかくだからこういう席を持ってたから、まあ本人とか家族はですけど、褒める場所、表彰するとかをしてください、そしたらもう少しやる気が起きるんじゃないかと。ここを言ってるんですよ。経費の問題じゃないんですよ。経費は高校から出ますから。そこです。

○学校教育課長（川瀬勝芳君）

高校生でございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）うちのほうではですね、学校のほうで大会等で優秀な成績を収められたら、スポーツにしる文化にしる、教育長表彰というようなことで、毎年表彰はしているつもりでございますけれど、ちょっと高校生のほうには対応していないのが現状でございます。

○山口委員

ということは、そういう課がないからおたくのほうでどこか社会教育課のほうにするのかどこかにお願いするのか、何かの方法がないですかで質問。私のほうでしているしていないじゃないんです。方法はないですかとお尋ねしてるんですから。私のほうでできないから社会教育のほうにお願いしますのか、どこにお願いするのか、そういう答えを言ってるんです。

○社会教育課長（高田由夫君）

確かにスポーツ振興基金につきましてはですね、スポーツのほうに対しては全国大会あるいは九州大会の場合は、旅費の助成のほうをやっとります。それで今山口委員さんのほうは、そろばんの大会というようなことで何かそういうような大会でも、何かこう本人のやる気に対して町として何か意思表示はできないかということでございますので、その点については今後検討したいと思います。学校のほうでするのか社会教育でするのか、その辺を今後上司と相談しながら検討をしたいと思います。

○木下委員

最後。もう時間もきておりますので。執行部にちょっとお尋ね等といたしまして、決算審査特別委員会が3日間にわたって行われたですね。これの内容は、過年度分の議決した予算がいかに目的に向けて効率的にかつ適正に執行されたか、また、行財政効果としてですね、最小の経費で最大の効果が発揮できたかと。またその財政運営面でどのような改善改めたかといったことが一番審査の重要な点じゃなかろうかと思うわけですよ。そこでまたこの審査結果でもって、以後の次年度等について行財政運営の改善に役立てるのが決算審査の最も重要な意義と私は考えております。そこでで

すね、18年度、19年度という決算特別委員会の審査報告等がありますが、今回の決算審査での重要な指摘事項等について、執行部で今後ミーティングをされるというようなことは考えていらっしゃいますか。お尋ねいたします。

○町長（岩島正昭君）

お答えします。

それは当然のことです。今後まあ予算説明会、22年度、新年度予算説明会等々もありますから、今日皆さんたちから御指摘を受けた分については検証をしながら、今後の新年度予算に向けてもまた内容等々について協議したいと思っております。

○木下委員

良い答弁を得たわけですが、院長初め二、三年言い続けておりました医師住宅のこの家屋の売却、これについても管財の課長担当としては、自分の分野じゃないと。毎原さんあなたの分野ということで、一部畑があると、そういったことも答弁も受けとりますもんね。そこで、畑なら畑で地目変更なりを早急にやってさ、やっぱり売却できるものは売却して取り組んでいただくというようなことをお願いしたわけですが、いかがでしょうか。

○病院事務長（毎原哲也君）

お答えします。

土地と建物があるわけですがけれども、そういう方向も考えなければならないと思いますけれども、むしろ今度来年度から全部適用になりますから、この際今元消防署の横に一つあるわけですね。それから前田獣医さんの後ろにも一つあるわけですよ。それかららくの裏にもあります。それから院長宅ですね。院長宅はまだちょっと院長先生が使う——いらっしゃいますので残すわけで、元の消防署横につきましては、今度取り壊しをするように予算を今年度で組んでるんですよ。残りのあとの前田獣医さんの裏とらくのさんの裏を上司のほうと話し合いをして、町のほうにお戻りするか、うちでどうにかせると、そういう話をしたいと。そのときにはどうするかということで具体的に考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○木下委員

まあ幸いにして全執行部がいらっしゃる中で、町長がミーティングをやるというようなことをおっしゃっていただいたので、今後より良い行財政改革に取り組んでいただくように望みます。

以上です。

○坂口委員

基金の中で、先ほど出よったスポーツ振興基金というのがあって、スポーツの何か

全国大会とかなんとか行った部分には金が出よるわけですね。そして文化というようなことで、これは文化連盟のほうから多分文化ということでお金が出よる、幾らかは出よると思いますけれど、文化というところについては何か文化で表彰されたりなんかする、したりなんかして、よそに出たときあたりにどうも聞きよればそういう金は全く出よらんと。自費で出よるというような格好で、ちょっとそういう状況のような感じでもんね。そいけんあくまでもそのスポーツ文化の振興基金やっけんですよ、これを両方に使われるようなシステムていうかな、中身の仕組み。例えばそろばんで全国大会行くわけ、旅費の何分の一かは補助しますとかですね。スポーツはほとんど全部補助しよるですね。あいどん文化についてはいろんな例えば英語の何か、読書の何かとかいろんな大会とか何とかあって、そういう優秀な人たちがそういう部分にも例えば町内からも行ったりなんかしよるわけでしょ。中学校も行ったり高校も行ったりとか。その辺の町内の人たちが両方スポーツにしる文化にしる、そういう面の助成ができるような、本当はスポーツ文化振興基金というとはそうあるべきと思うわけですがけれども。そこら辺の中身の仕組みあたりを変えていかんぎと、片方だけはスポーツだけは優遇されて文化のほうは全く優遇されん。全くじゃなかけれど優遇されんというようなことに非常に不公平感があるんじゃないかなと思います。ですからですね、この辺の考え方を少し検討していただいでですよ、両方で使われるような方法を考えただければと思いますけれども。

○副町長（永淵孝幸君）

先ほど山口巖委員の質問で社会教育課長が答弁したとおりですね、そこら辺全て含めてですよ、やはり検討せんばいかんというようなことで話もしております。ですから補助ももちろんですけれども、先ほど言われた例えば町あたりもこうして優勝ができた、そういった報告にも出て来てもらって、例えば町あたりでもこの方がこういう大会に出たらこうやったよとできるような体制をつくるようにして、やっぱり先ほども出ておりますけれども、高校とかなんかについてはなかなかこちらにも情報が入ってこんもんですから、そういったことが把握できればこちらのほうでもそういった対応をしてやらにゃいかん。一生懸命頑張っておるわけですから。励みにもなるわけですからね。そういったことでやっていかにゃいかんねとちょっと話をしとります。

○坂口委員

もうこれ現に今までスポーツに対してはそうしてきとるわけやっけんがね。これをやっぱり対応するじゃなくて、来年度はぴしゃってその中身はしてね、両方公平になるように。そこら辺のスピード感ていうか、前にも言うたばってん、スピード感が全くなかじゃなかばってんが、検討しますじゃなくして、すぐ中は変えられるわけやっけんがですよ。その辺は来年の新年度に両方使えるようにね、即事務手続き等を含め

て検討を――次の総会あたりでされるような状況をさっとつくってくれませんか。

○町長（岩島正昭君）

まずこの表はスポーツ文化振興基金というふうなことになるとるですけれども、この内訳を見ますとね、文化連盟活動費補助金、これは学校教育課ですよ。スポーツ振興会補助金というのは社会教育課というふうなことで仕分けしとるけんが、そこら辺は坂口委員おっしゃるとおりに、もうひとつ要綱等々を変えながら、できれば一緒にすれば同等に扱われると。だから、これは文化連盟活動費補助金やっけん、これは文化連盟にたしか流れていきよとじゃなかるうかと思ひよとですよ。金が。だからそこら付近を内容的にもっとチェックをしてもらいたいと思います。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

討論なしと認めます。よって、これより議案第 57 号から議案第 63 号までの 7 議案を一括採決したいと思います。

議案第 57 号 平成 20 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 58 号 平成 20 年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59 号 平成 20 年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 60 号 平成 20 年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 平成 20 年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 62 号 平成 20 年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 63 号 平成 20 年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 7 議案を、原案どおり認定すべきことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、平成 20 年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、本委員会に付託されました決算認定案件の審査を終了いたします。

○決算審査特別委員長（末次利男君）

お諮りします。

委員長報告のまとめにつきましては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（末次利男君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては、委員長に一任されました。

一言ごあいさつを申し上げます。各委員さん、町長初め執行部の皆さん、3日間熱心に慎重な審議をしていただきまして、本当に感謝いたしております。

冒頭28日の町長、議長のごあいさつを引用させていただきますと、いわゆる大体今回、国の政権交代というのがありました。そういった中でですね、戦後政治の大掃除というキーワードをもって大きな事業仕分けをやっておるといところでございます。

我々も3日間の審査をして感じたことはですね、幾らか17年度から非常に交付税の圧縮ということですね、将来を非常に危惧しとったわけですけれども、比較的そうではなかったということで、この行財政改革もかなりの数値的に成果が出ているんじゃないかと思えます。しかしながら将来を見極めたときに、やっぱり先ほど御意見も出ておりましたとおりに少子化と。これはひいては高齢化なんですよ。超高齢化社会に突入するわけなんです。そういった中でですね、将来的にどういうふうな町づくりに道筋を付けるのか、これはもう大きな至難の業だと思いますのでですね、今後十分そういったものを踏まえながらですね、監査委員さんの意見もしくは決算審査特別委員会の委員さんの御意見を十分参考にさせていただいてですね、次年度の予算編成並びに行財政運営に十分生かしていただきましてお願いいたしまして、簡単ですがごあいさつといたします。ありがとうございました。

最後に町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（岩島正昭君）

《 町長あいさつ 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

次に議長をお願いします。

○議長（坂口久信君）

《 議長あいさつ 》

○決算審査特別委員長（末次利男君）

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後4時02分 閉会